

予算特別委員会記録

○開催日 令和4年12月8日 午前9時30分～午後3時27分
令和4年12月12日 午前9時30分～午前10時42分

○場所 議場

○出席委員

12番 東 君子 委員長	13番 清 水 和 弘 副委員長
2番 眞 茅 弘 美 委員	3番 上 迫 正 幸 委員
4番 沖 園 強 委員	5番 禰 占 通 男 委員
6番 城 森 史 明 委員	7番 吉 松 幸 夫 委員
8番 豊 留 榮 子 委員	9番 立 石 幸 徳 委員
10番 下 竹 芳 郎 委員	11番 中 原 重 信 委員
14番 吉 嶺 周 作 委員	
議長 永 野 慶 一 郎	

【議 題】

議案第66号 令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）
議案第67号 令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第68号 令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第66号

議案第66号に対する修正案（賛成多数）

修正部分を除くその他の部分 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第67号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第68号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第69号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

令和4年12月8日 午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に東君子委員、副委員長に清水和弘委員を選出]

△議案第66号 令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

○委員長（東君子） 本委員会に付託された案件は、補正予算4件であります。

まず、議案第66号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第66号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,960万1,000円を追加し、予算総額を170億6,940万円にしようとするもので、当初予算額より12.8%の伸びとなります。

債務負担行為は、令和5年度に実施する道路維持補修工事費及び市道整備事業について、年間における公共事業の施工時期の平準化を図るため、今回、債務負担行為として予算措置して今年度中に契約を行い、来年度早期の着工を行おうとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、雇用調整助成金申請費支援事業、障害児通所支援事業、民間の医療施設跡地を保健センターとして活用するための土地・建物取得経費、市庁舎、小中学校、学校給食センターなど公共施設の管理に係る光熱水費などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、繰入金7,000万円、繰越金2,574万8,000円、国庫支出金1,450万9,000円、県支出金767万2,000円、諸収入ほか167万2,000円の増で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（東君子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○4番（沖園強） 委員長をお願いしたいんですけど、今、手元に今度の健康センター設置の関係の図面が出ていますけど、説明資料の7番の老人福祉センター改修事業等の関係もございまして、現在の老人福祉センターの健康センターの平面図、できれば周辺の駐車場関係、また、前の准看学校跡地を含めた平面図の提出、資料要求を委員長のほうから取り計らいいただければありがたいんですが。

○委員長（東君子） ただいま4番委員から、老人福祉センターの図面について資料要求がありましたが、当局に対し、資料の要求をしてよろしいでしょうか。

皆さんよろしいでしょうか。——それでは議長のほうから、当局に対しお取り計らいいただくようよろしくお願いいたします。

○議長（永野慶一郎） ただいま委員会のほうからですね、福祉センターの健康センターの平面図を資料としてお出しできないかという要請がございましたが、よろしいでしょうか。

お出しできますかね、御準備できますでしょうか。——それでは提出していただくようよろしくお願いいたします。

○委員長（東君子） 資料が出るまでほかの件で質疑はありませんか。

○9番（立石幸徳） 説明資料のですね、この人件費の関係、1番ですね。

昨日、総務委員会で人勸関係の議案審査をしたんですけど、ちょっと影響額をこれ市長から初日本会議で全会計の影響額が出たかと思うんですが、ちょっとはつきり聞き取れなかったんで、ここに一般分は364万、正確には363万4,000ですか、給与改定分が出ていますが、ほかの他会計とひっくるめて全体的に影響額は幾らになっているんですかね。

○総務課長（山口太） 市長が初日の提案理由で、全会計の影響額1,990万8,000円と申し上げたかと思います。一般会計の人勸に準じた給与改定に伴う補正額は1,538万1,000円の増となります。そして、いわゆる人事異動等に伴う増減分ということで、本年度退職者が3名ほど出ましたので、その減額分として1,174万1,000円。先ほど申し上げた1,538万1,000円からただいま申し上げた1,174万1,000円を引いて、364万円の補正額ということになっております。

○9番（立石幸徳） 補正が364万で、その1,538万の影響額というのは予算書ではどこに掲載しているんですかね。

○総務課長（山口太） 予算書におきましては32ページに掲載してございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、給料部分と職員手当の合計になっていくわけですね。その1,538万という金額そのものがちょっと計上されていないんですが、この32ページの給料、手当、これの合計分が1,538万、こういう確認でいいんですか。

○総務課長（山口太） 1,538万1,000円の内訳につきましては、給料が363万4,000円の増、期末手当が75万5,000円の増、勤勉手当が906万2,000円の増、共済費が193万円の増、合計で1,538万1,000円の増となります。

○9番（立石幸徳） はい、分かりました。

○副市長（本田親行） 先ほど委員会のほうからありました資料要求について申し上げます。

准看跡地の図面についてというのが、所管課で所有しているものがないということで、それに代わって固定資産の地籍図という形でもよろしいでしょうか。

○委員長（東君子） 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

○9番（立石幸徳） 老人福祉センターの固定資産の地籍図ついたら、どういう資料になっていくんですかね。結局、建物っていうか状況は全然分からんのじゃないですか。

○副市長（本田親行） 准看跡地についてであります。

○6番（城森史明） 先ほどの総務課長の話で、3名正社員が退職されたっていうことがありましたけど、これ見ると260名が258名ということなんですが、この資料を見ますとね、級別職員数という、2名減になっているんですよね。これ3名減っていうことでしたが、その辺はどうなっていますか。

○総務課長（山口太） ただいま6番委員がおっしゃいましたとおり、34ページの級別職員数の表では4月1日現在が260人、11月1日現在が258人で2名減となっております。

先ほど申し上げましたとおり、退職者が副市長の就任に伴う退職、あとは5月末で1人、あとは10月末で死亡退職ということがございました。そして、あと下水道会計のほうから年度途中に1名、一般会計のほうに異動ということで、その分で、いわゆる2名の減ということになっております。

○6番（城森史明） 人員の適正化計画ということでやっておられると思うんですが、そういう意味からすると、この258名のほうが適正なんですか、それとも260名のほうが適正なんですか。

○総務課長（山口太） 本年4月1日現在で260名の体制でスタートしたわけですが、年度途中の私が申し上げたような事情によってそのような異動が発生したというところがございます。

あとは、人員の不足っていうところが部署によってそういう状況になったわけですが、そういう部署については必要に応じて会計年度任用職員を配置するという形で対応してきたところがございます。

○6番（城森史明）　そういう意味では、適正化計画という面から考えたらですよ、要はもう258名が適正だったら、来年度は258人体制でいくということになりますよね。だから、この2名をどう考えているかっちゃうことです。

適正計画で258名でもやっていけるのか、それとも来年度は260のほうが適正だったらプラス2名を補充しなきゃいけないわけでしょう。

そういう面でどうなのかということ。

○副市長（本田親行）　ただいま総務課長から説明がございましたけれども、260人で当初予算を編成したと、説明があったような理由で今、現状として258になっており、そこには会計年度任用職員で対応しているということでございます。

本来なら、そこで職員の補充を行ってというところですけども、年度途中ということでそういうような形になっておりますので、やはりこの260人をベースとして、今後も、来年度予算も編成を考えているところでございます。

○9番（立石幸徳）　老人福祉センターの資料は後もって出るんでしょうけど、私はこの保健センター整備に向けたにしだ泌尿器科跡の土地建物取得概要についてという資料要求をさせていただきまして、これに基づいてですね、まず幾つか聞きたいんですが。

資料の中に取得の背景っていうことで、児童福祉法の一部改正により、市町村に努力義務が課されたこども家庭センター、このこども家庭センターというのはどういったものを整備せんといかんのですかね。

○福祉課長（福永賢一）　こども家庭センターにつきましては、今度の児童福祉法等の一部改正に基づきまして、その概要によりまして、児童福祉部門であるこども家庭総合支援拠点と母子保健部門である子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関ということで、こども家庭センターというものが打ち出されたということです。

設置運営に関しましては、厚生労働省でも今年度、調査研究を実施して、令和5年度にガイドラインを示す予定になっているということです。

○9番（立石幸徳）　令和5年度に概要ですか。この児童福祉法の一部改正はいつだったんですか。

○福祉課長（福永賢一）　今年です。

○9番（立石幸徳）　本年度、そうずっと市町村に努力義務がっていうことですけど、法律上はこれはどういう条文というか、こども家庭センターを整備しなかったとしたら、何か非常に支障が出てくるような法律になっているんですか。

○福祉課長（福永賢一）　努力義務ということでありますので、設置するよう努めなければならぬというような条文ということで把握しておりますので、なかなかその設置に至らなくても、特にペナルティーというか、そういった指導が入るとかということまではないと思っております。

○9番（立石幸徳）　そうしますと、この件の鹿児島県のほうからの説明会といたしましうか、そういったものはまだ持たれてはいないんですか。

○福祉課長（福永賢一）　現在のところまだ行われておりません。

○4番（沖園強）　今年度、福祉法の一部改正ということで、いつ通達があったんですか、今年度は。

○福祉課長（福永賢一）　すみません。はっきりした期日等については、ちょっと手元に資料がなくてお答えできないんですが、こちらの把握した時点については、今年の夏頃でありました。

○4番（沖園強）　夏もいろいろあるんですが、何月。

○福祉課長（福永賢一）　今年の8月26日から31日にかけて、厚生労働省が市町村向け改正法説明会を開催したということで資料が届いております。

○4番（沖園強） 一応ここで確認をして保留したいと思うんですけど、初日本会議の御答弁では、民間医療施設のこの部分については7月から検討に入ったと、そうだったですよ、保留しておきます。

○9番（立石幸徳） 保健センターの件ですね、資料に基づいてまず土地価格の購入価格が2,500万の予算が出ているんですが、面積が1,524.11平米、平米単価は計算をすればすぐ出るんですが、幾らになっているんでしょうか。

それから大体十六、七万ぐらいの平米単価かなとちょっと暗算ですとですね、そうしますと実際現地の売買実態と比較してこの平米単価はどういう状況になっているんですか。

○健康課長（西村祐一） にしだ泌尿器科跡の土地ですが、現在の評価額が全体で2,947万9,335円ということになっております。

そこから類推されます公示価格といいますのがこの額を0.7で割戻した額になりますので、計算いたしますと4,211万3,335円となっております。

○9番（立石幸徳） 評価額あるいは工事額もなんですけど、実際周辺の土地売買の実勢価格といましようか、実態からするとどうなんですか、その辺の調査はしていないんですか。

○健康課長（西村祐一） 売買の実態につきましてはこの場でお答えすることはできないところです。

○9番（立石幸徳） 価格を公表せんでも構わんですけども、今実勢価格とするとこれは高いんですか、安いんですか。

○健康課長（西村祐一） 先ほども類推の工事価格を申し上げましたが、その額からすれば2,500万は安いと考えております。

○9番（立石幸徳） それから経緯としてですね、もうこれ市長が説明されていますので、その民間病院同士の実際の売買の協議があったんだと、それが整わずちゅうか不調に終わって市のほうに話が来たっていうんですが、いろんな状況、事情もあるんでしょうけど、この民間病院同士の協議が不調に終わったっていうのは担当課としてはどういうふうに捉えているんですか。

○健康課長（西村祐一） 医療機関同士の交渉が不調に終わったということにつきましては、相手方からお話を伺ったところですが、どうして不調になったのかというような理由につきましてはちょっと聞けなかったところです。

こちらの捉え方といたしましては、なかなか判断が難しいところですが、医療機関が2か所に分散すればまた効率的にも悪くなるため、そういった関係で不調になったのかなと、これはもう私の推察でございますがそのように考えております。

○9番（立石幸徳） 保健センターの関係で最後にですね、私は建物の何ていうかな造りっていいいましょうか、構造もですけど建物が非常にいろいろ公共施設という意味では、非常にいい造りになっているんじゃないかと思えるんですね。

ガラス張りで、いろんな形で中の状況が分かりやすいとかですね、だからあそこをやれば保健センター、健康センターという意味でアピールするには、非常にすばらしい造りになっているんじゃないかと考えます。通りもいいしですね。

あとその駐車場の関係、これ資料の図面からいくと、建物自体には25台が収容できるようになっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 本日健康課提出ということで資料を提出しております。その中でいけば現在のところ駐車スペースは24台となっております。

○9番（立石幸徳） そうするとこの保健センターとしてやっていくための駐車場は24台ですが、これではどういうふうに足りるのか不足するのか、あるいは職員の皆さんの駐車場というものは、どういうふうに考えているんですか。

○健康課長（西村祐一） 通常の業務を行う上では職員を除いて、利用者の方に対しましては

24台であれば足りると思うんですが、ただ健診を実施した場合、利用者が車で来られる方も結構いらっしゃると思いますので、そういった場合はちょっと少ないのかなと。

当然職員の駐車場についてはまた別に考えないといけないものとは考えております。

○9番（立石幸徳） 駐車場の関係で、将来的には病院跡地の周辺の駐車場に利用できるんじゃないかとか、そういう場所ってというのは何か予測できているんですか。

○健康課長（西村祐一） 駐車場の確保策につきましては、付近の民有地の借用の可能性や近隣の取得可能性につきましては、初日本会議でも副市長も答弁されておりましたが、令和5年度中に関係課で調査、検討していくという方向で考えております。

○4番（沖園強） 7,000万は、土地と建物が7,000万ということですよ。ちょっと今日いただいた資料では令和5年度中に設計業務を委託すると、先ほど非常に公共施設として活用しやすい造りだというような御意見もあったんですけど、この設計業務において何を見込んでいるんですか、改修とか。

○建設課長（松田誠） 今回の病院跡地の改修に向けての委託の内容としましては、外壁と屋根の防水工事、内部に事務所とか設置しますので内部の改修工事が目的となります。

○4番（沖園強） 外壁、防水、内部改修も必要だということで、大体どんぐらい見込んでいるんですか。

○建設課長（松田誠） 今の段階で概算になりますけれども、一般的にこれまで公共事業等で外壁屋根防水工事をやったときで3,000万程度、内部につきましては、これからどういう造りになるか検討がつきませんけれども、これで6,000万程度は必要であろうかと。合わせて9,000万程度になろうかと思えますけれども、これも実際委託設計をしてみないと分からないところです。

○4番（沖園強） 唐突にこうやって出てきて非常に困惑しているんですが、そうすると説明資料の7番の老人福祉センター改修事業の皆減なんですけど、改修工事設計業務委託についてはどのぐらい見込んでおったんですか、改修工事は。

○建設課長（松田誠） 健康センター、今回委託で設計を行う予定でございました。

これについても、設計が入って見ないと実際のお金は分からないところですが、概算としましては4,500万程度を予定しておりました。これにつきましては、事務所とトイレ、それと大広間の改修工事でございます、この中にはセンター全体の外壁とか屋根防水関係は入っておりません。

一部南側健康センター側、これについては平成22年に屋根防水工事を1,100万程度で行っております。

○4番（沖園強） 大体分かってきたんですけど、この大規模改修工事の設計業務委託が皆減、いつ決定したんですかこれ。

○健康課長（西村祐一） 皆減につきましては8月1日に民間医療施設跡地に係る関係課協議において、健康課、福祉課、地域包括ケア推進課で協議した資料に基づきまして概要説明を行いまして、その中で土地、建物に関する情報共有や今後の公共施設の在り方検討委員会等の会議の進め方等の協議を行っております。

にしだ泌尿器科跡の土地、建物を取得する方向性につきましては、10月27日に開催されました公共施設の在り方検討委員会でそういった方向性を確認しまして、最終的には11月14日の企画会議におきまして土地、建物の取得について意思決定を行っておるところであります。

○4番（沖園強） 先ほど通達は8月21日から31日にかけて児童福祉法の通達があったと。その前に協議がなされていると……、ですよ。

もう年度当初の頃からこの話はくすぶっておったんですよ、ちまたでは。そしてまた、この今日出された資料による取得概要として、背景、そして狙い、この作文はいつでも書けますよ、これ作文ですよ後付けの、私に言わせると。

施政方針では何と言っていますか、健康センターについて。

○健康課長（西村祐一） 老人福祉センターにつきましては、健診機能の充実と避難所としての機能性の向上を図るため、令和6年度に大規模改修を予定していますが、新年度は設計業務委託を行いますというような形で施政方針の中ではうたわれております。

○4番（沖園強） 大規模改修工事設計業務委託の予算はいつ組んだんですか。

○健康課長（西村祐一） 当初予算の作成につきましては前年度の11月中には計上していると思います。

○4番（沖園強） 枕崎市公共施設等総合管理計画はいつ改定されたんですか。

○健康課長（西村祐一） 令和4年3月改定となっております。

○4番（沖園強） その中で計画期間はいつからいつまでになっていますか。

○健康課長（西村祐一） 令和8年度までとなっております。

○4番（沖園強） 議会軽視も甚だしいですよ、何で今頃出すんですかこれ。

何で今の時期に出したんですか。そういう方針も示されない中に唐突として予算が計上されてくると、補正ですよ、それも。

○副市長（本田親行） 健康センターを整備して子育ての機能充実を図るために、健康センターを整備するという事で当初予算は設計をお願いしておりました。年度途中の補正でございますけれども、以前からその跡地を活用できないかということで、市としては案の一つとして、整備をせずにその取得ができないかということは内部でも話をしておりましたけれども、そこが難しいということで、健康センターの整備を行っているということが動機になっております。

協議申出が夏にあって、取得の決定をいたしましたのが先ほど申し上げました11月14日に庁議で決定しておりますので、12月補正で取得のお願いを現在いたしているというところでございます。

○4番（沖園強） 要はそのプロセスの問題じゃないの。

我々議会は全然知らんところで当局サイドでそういった案を急遽振り替えた。施政方針は先ほど述べていただきましたが、総合管理計画等でいけば全然皆さん方の今の説明は答弁になっていないんですよ、矛盾していますよ、ほごにしていますよ計画そのものを。

○副市長（本田親行） 総合管理計画におきましては、人口減少等に伴って、公共施設についても縮減を図っていく、面積を減らしていくということでございます。逆行という観点からは、増えたことによって逆行をするのではないかと御意見だと思いますけれども、公共施設全体の中で本会議でも申しましたけれども、今書庫となっている千歳寮跡地の解体等も、もし健康センターの跡地の活用が可能であればその辺も解体して減らしていく考えでおります。

縮減としては、公共施設全体の中で、縮減していくという考えには全く変わりがございます。ただ健康センターと今回取得するところと2か所になって面積が増えるということの御指摘かとは思いますが、その辺市内の協議でも意見が出ましたが、使える施設、また選挙事務の投票所になっており、それからまた避難所にもなっており、これまでも維持修繕を行ってきておりますので、当分の間使える施設であるので、その有効活用も図っていくことも必要ではないかという観点で協議がなされたところでございます。

○4番（沖園強） 今の健康センター、福祉センター、市立病院、隣にはカンガルーのポッケもあそこに造って、前は准看があって、市民感情があって、市立病院の移転問題等もあって、あそここのああいった医療福祉圏という位置づけ、本市としてですよ、昨年度だったですかね、福祉センターの浴場のボイラー等も取り替えているはず。

そういったいろんな計画の下にそういった高い次元での構想の中で、あそこは私は今利便性がいいって言いましたけど、今回予算に上がっているが、私はあそこの地域っていうのはそういう医療福祉圏、非常に進入路がちょっと複雑なんですけど、あんないいところはないと思いますよ。

残った福祉施設はどうやって活用していくんですか。

○副市長（本田親行） 初日の本会議の質疑でもお答えいたしましたけれども、繰り返しになりますが、現在投票所、それから避難所等にも指定されております。指定された避難所については市内でも避難者が最も多い施設になっております。

そういうことを踏まえまして、施設が利用可能な期間はそういった機能も果たせるような形で活用していきたいと考えております。

また老人福祉センターの機能といたしましては今後検討を行いまして、また管理につきましても、指定管理の導入であるとかそういうことを踏まえまして、老人福祉センターの機能としても維持できないかということも今後検討していくこととなります。

医療圏として御指摘があるように、市立病院が付近にあって、環境的にはいい環境にあると考えておりますけれども、一方では保健師等の技術職が本庁であるとか分散しているという課題もございます。

そういったことを市役所に近い1か所に集めて、子育てそれから老人福祉の拠点として活用していきたいと、新たに取得した際には取得目的の狙いにあるような活用を図っていきたいと考えているところであります。

○4番（沖園強） 目的は作文って言うところちょっと言い過ぎかもしれませんが、どうでも書けますよ。例えばですよ今回7,000万で取得した、そして先ほどの概算なんですけど外壁、防水等で3,000万、そして内部改修に6,000万、9,000万、1億6,000万ですよ。そうずっと健康センターの今の現在の部分を大規模改修したときは、4,500万程度の概算、費用対効果もありますよ。

○副市長（本田親行） 以前も申しましたけれども、健康センターの建設年度、また、今回取得する施設の建設年度についても申したところでございます。

それから整備にもただいま4番委員がおっしゃるように経費はかかっていくわけなんですけども、まず整備の予算をお願いするに当たっては、老人福祉関係も兼ねておりますので全ての面積が対象になるかどうかというのは定かではございませんけれども、国の子育て関係の非常に有利な補助金を活用した上での整備ということを現段階で考えておりますので、一般財源の持ち出しについては、整備費とイコールにはならないと考えているところでございます。

○4番（沖園強） 現在の健康センターではそういった補助事業は活用できないの。

○福祉課長（福永賢一） こども家庭センターに関する財政支援ということで、その整備費等について国の負担割合で10分の9というのが打ち出されております。それについては、こども家庭センターに関する部分ということでの整備になります。

○4番（沖園強） ですから、今の健康センターにその補助事業を導入しようと思えばできるのか、できないのかということですよ。

○福祉課長（福永賢一） 健康センター内にこども家庭センターを設置するということになれば、これはもう活用できるのではないかなと思います。そこに設置すれば、この活用は可能であります。そこに設置すること自体はちょっと難しいと判断しているところです。

○4番（沖園強） あそこはですよ、今の市立病院関係の職員から以前ちょこっと漏れ伝わって聞いたこともあるんですけど、関係者は准看跡地というような、今の健康センター等をというような意見等も聞こえてきたことはありますよ。それはそれで置いといて、そうすると、今の健康センター、枕崎市建築物耐震改修促進計画ではどうなっていますか。分類的には何施設に入っているの。

○建設課長（松田誠） 分類としましては、防災関連施設のうちの医療施設の病院ほか4棟となっております。

そのうち健康センターにつきましては、56年5月31日以前の建築でございますが、耐震診断をやりまして、耐震性ありという判断になっております。

○4番（沖園強） 耐震性ありですよ、55年3月建設ですよ、あれはね。十分活用できる状況だと。要は、複合施設だから今ああいう機能を果たしているということです。なぜ今なのか分からない。なぜ今ここで唐突に出てくるのか分からない。

そこでお尋ねします。

今回、7,000万で公共用地として取得した場合、売った側は税の特例措置があります。不動産取得で固定資産取得収用について特別控除は幾らあるんですか。

○健康課長（西村祐一） 土地収用法でいけば5,000万、あとは公拡法でいけば1,500万円の控除が該当するんですが、今回の土地、建物に関しましては、現在の土地所有者がそれを取得した額と今回の売払い額を比較しますと、譲渡損ということになりますので、所得税の対象になる収益というのは上がらないということで、所得税については課税されないということを税務署に確認はしております。

○4番（沖園強） 民間同士の売買の場合どうなるの。

○税務課長（鮫島眞一） 民間同士の売買につきましても、今ほど健康課長のほうから話がありましたとおり、譲渡による所得が発生しない場合は、所得が発生しないということで同様な形になると思います。特別控除がない形になります。

○4番（沖園強） 譲渡損の部分に入るとのこと。そうすると、なぜ今なのかちゅうのが私、ずっと引っかかっているんですよ。固定資産税の賦課の基準日はいつ。

○税務課長（鮫島眞一） 毎年1月1日が賦課期日になります。

○4番（沖園強） なぜ今なのかと。どうして、まだ今からですよ、今日出た資料でいきますと4月から予算計上で設計委託費を組むということなんですけど、着手はどっちみち次年度以降、なぜ今なのかと。

議会にこういった計画がありますよと。振興計画はこうだったですけど、いろんな計画を公共施設等総合管理計画もこうだったんですけど、こういった話がまいこんできましたと。そして、火之神の養豚団地じゃないけど、そういった市の構想、政策、そういったものを施政方針なりにうたって、それから予算づけするなら話は分かりますよ。

議会をばかにするんじゃないですよ。

あのね、私平成3年に議員になったんですけどね、いろんなことがありましたよ。バブルの時期からバブルがはじける時期、浮かれてましたよその時期。立神中学校を造り、お魚センターを造り、空港を造り、そして定住圏構想をつくっていろんな補助事業をどんどん出しました。その頃を彷彿するんですよ。

今、地方創生臨時交付金事業、いっぱい予算がつきますよ。ふるさと納税で基金がいっぱいたまっています。早晚この予算はなくなりますよ。残念ですよ、無念ですよ。お金が底から湧いて湧いてくるみたいに。

屋上屋を重ねると、その時分は言いおったですよ。財政危機宣言も出しましたよ、平成十四、五年ですか。屋上屋を重ねるのはスクラップアンドビルド、それを行政自ら使いごったですよ。その精神が今崩れている。取り下げてくださいよ、この予算は。

○5番（禰占通男） この老人福祉センター改修事業、今の保健センター設置事業、先ほども建設課長からのこれからの予算っていうか経費の説明がありましたけど、もう結局2億かかりますよね、取得7,000万、改装七、八千万。

そしたらですよ、今、説明されたこども家庭センターなるものは、この職員が何人常駐すればいいんですか、職員の数ですよ。このセンターに対してこの常駐するっていう予定はどうなっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 先ほど9番委員の答弁でも申し上げましたが、そういった部分も含めて、国が調査研究をして来年度の早い段階でガイドラインが示されるということになっているの

で、現在のところ、どのような配置人数ということまでは確定できませんが、基本的には、センター長を含む統括支援員でありますとか、保健師でありますとか、子ども家庭支援員でありますとか、そういった職種の方々がこの子ども家庭センターに配置されるというようなイメージぐらいいつか今のところは把握できておりません。

○5番（禰占通男） 反対に言えば、まだ決まってないってことですか。

そしたらですよ、この説明書の1ページにも妊婦、子育て世帯から高齢者までですよ。そしたら簡単に言えば、今、老人福祉センター、健康センターの機能をそのままということですよ。中身はちょっと変わってくるだろうけど。

そしたらですよ、今この2億ぐらいかかるのであればですよ、今4番委員も言っていましたけど、あそこの福祉ということ施設病院もひっくるめてですよ、全部ひっくるめて医師宿舎からひっくるめて福祉ということを考えたら、今、資料も看護学校の跡も出てきましたけど、そこに新しく平屋で、結局これは二階建てだけど、老人なんて、妊婦なんてというのは、エレベーターかエスカレーターがあればそれは上へ上がるのがいいだろうけど、不便でしょう。2階で使うわけでしょう。そしたら、この看護学校跡にこの2億かけて平屋のコンパクトな今、何人職員が常駐するのかっていうのはそこですよ。

何人いたら機能が果たせるのかっていう、ひっくるめたらそういう新しく造って、ぎりぎりのワンフロアで造れば建築費も安くつきますよ。仕切れれば今はいろいろ取り外しのきくやつもあるから。そしたら、その都度その都度の機能によって変えられるわけだから。普通の民間会社の事務所もそうですよ。

そういったものを造るということを仮定して、この構想をそろばんとかはじいているんですか、これについては。

土地を買うのと、新しく土地はただのところがあるからそこに造ったらどのぐらいかかるか、そのはかりに掛けたとかないんですか。

○健康課長（西村祐一） 今回、土地、建物を取得してどういった機能に移すかということ考えたときに、今現在の健康センターの健康促進系の部分なんですけれども、今後また組織機構検討委員会、公共施設の在り方検討委員会等でまた検討はしていくんですが、健康課の健康促進系の部分、地域包括ケア推進課の部分、あと福祉課の社会係、高齢者介護保険係の一部ということで移転を考えておまして、職員数につきましては30名程度になるのではないかと考えております。

それと、今、准看跡地にそういった建物をと質疑がありましたが、今の健康センターの面積が1,000平米ということになっているんですけれども、そういった仮に同規模の施設を新築した場合、近年の県内の庁舎建設の平米当たりの単価は50万ということをお聞きしております。

そうした場合に、1,000平米に50万を掛ければ大体5億ぐらいの経費を要することになるのではないかと考えております。

○5番（禰占通男） そしたらですよ、もう鉄筋コンクリートじゃなくて、今コンビニはもう結局いつ取っ払ってもいいように、基礎はもう普通の3分の1ぐらいの高さで手抜きはしないんだけど、安く造り上げてですよ、結局、お客さんが入らなくなったらさっさと撤去しますよね。

土地だけ借地で借りて、上屋はもう今、企業名を出して悪いけど、ジョイフルであれ、コンビニのあっちこっちもう売れないところはどんどん造っては撤去、結局そういう施設っていうかプレハブにちょっと毛が生えたみたいなので設計単価ちゅうのは出さなかったんですか。

○健康課長（西村祐一） 移転する業務につきましては先ほども申し上げましたとおり、子ども・子育て関係、あと高齢者の施策関係になるんですけれども、多数の方が利用する施設で、そういった簡易な建物というのはそぐわないのではないかなとは考えております。

○5番（禰占通男） だってみんな買物に行つて安全は確保されているじゃないですか。ただそ

ここに長時間いるかいないかのことでしょう。リスクがあるかというのではない。何かこの答えというのちょっと私は納得いかないんだけど。

今度の議会が始まる時、机の上に議会の旬報を配ってあったんだけど、その中に公共施設についても、少子化に対しての公共施設についてはち書いてあったんだけど、なるべくなら改修、耐震、そして使ったほうがいいと専門家が言っているんだけど、そして、このにしだ医院の後に、今、予算に出てきていますけど、そこを利用するに当たり、ここには出てきてないけどあの薬局跡ちゅうのはどうなるんですか。

それには駐車場やらあれは描いてあるんだけど、薬局が入っているんじゃないですか、あそこは別なんですか。

○健康課長（西村祐一） 本日提出しております資料の図面の中には、調剤薬局のほうは含まれておりません。

○委員長（東君子） 1時間を経過しておりますので、ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

○5番（禰占通男） 失礼だけど、何を言おうとしたか忘れました。

取りあえず先ほどからあるように、今職員の常駐、あといろいろ妊婦、子育て、老人、そこら辺についての配置もまだ定かではない。そしたらですよ、今お魚センターじゃないけどその業務の効率化、先ほども施政方針なるものっていうのが出たけど、もうずっと私が議員になってからコンパクトシティというのがずっと消えないですよ。

国もコンパクトシティってうたっているんだけど、何かって言ったらやっぱり一極集中にして、社会資本整備部分の経費を減らしましょうというのがそれなわけでしょう。

そしたらですよ、今、市立病院のあるところを社会福祉に特化した土地なんだけど、そっから移転した場合のメリットやら今後のこの行政効率ですよ、やっぱりそういったやつを数値にして私は出してもらいたいなど、要望しておきます。

○13番（清水和弘） 私はですね、やっぱり老人福祉センターはですね、これは大体この鉄筋の場合ですか、法定耐用年数ちゅうのが何年なのかですね。それで今現在、この老人福祉センターは築後何年になつとるのか、その辺はどうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 現在の老人福祉センターにつきましては、昭和55年4月に開設しており、建築年度は54年度ですので、築43年ということになっております。

耐用年数につきましては、こちらの造りが本日、先ほど提出しました資料の2枚目のほうにも載っているんですが、鉄筋コンクリート造ということで、こちらにつきましては、その耐用年数は事務所用ということですので50年となっております。

○13番（清水和弘） そしたら、新しく使おうとしておるこの保健センター、こっちのほうは大体築16年ぐらいだったですかね。この場合の耐用年数はどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 今回取得しようとしております、補正に計上しております医療施設につきましては、平成16年の5月に新築されております。築18年となっております。

耐用年数につきましては、こちらでも本日提出していただきました健康課提出資料に掲載しているんですが、鉄骨造の一部鉄筋コンクリート造ということになっております。

こちらでも病院用とすれば、耐用年数は39年なんですけれども、今後は事務所用と考えておりますので、この39年よりは延びていくものと考えております。

○13番（清水和弘） 耐用年数からしてですよ、使っているこの老人福祉センターはもうあまりそんなに耐用年数が残っていない。そしたら、本市の財政出動とかいうのを考えた場合はですよ、私としてはこのまだ使用年数が残つとるわけです、十分。そしたら、私としてはもう市がや

ろうとしている保健センター設置事業を進めたほうが本市の財政にとってはいいのかなと私は考えております。

○6番（城森史明） 先ほど30名程度の職員が入るということで説明がありましたが、例えば延べ床面積的に比較するとね、大体一緒ぐらい、敷地面積が健康センターのほうが2倍ぐらいあるんですよ。

それとプラス今回は子育て機能を持たせることも家庭センターを造ることなんですけど、その辺は十分に対応できるんですかね。ちょっと敷地面積的に考えても駐車場が足りなくなるだろうし、倍ぐらいありますよね。

そして、そのまま移転するんだったらこの面積でいいと思いますよ、こども家庭センターをつくらなければ。その辺は十分な施設というものができるんですか。

○健康課長（西村祐一） 今現在、健康センターに職員と会計年度任用職員等含めまして21名勤務しております。

健康センターの一番多くを占めておりますのが、大会議室ということで和室になっております。

こちらにつきましては、当初予算で改修を行いまして、フローリングにして、相談室とか自由に間取りが変えられるような形で設計を考えておりましたが、そういったことを考えますと、そういった部分が若干狭くなるんですけれども、一応、事務所スペース的には十分確保できると考えております。

同時に、今まだ計画段階なんですけれども、二階のスペースには福祉避難所、そういったことも考えたりしておりますので、スペース的には特段問題ないのかなと考えております。

○6番（城森史明） 包括支援センターも入るんでしょう。

○健康課長（西村祐一） 今後の組織機構や公共施設の在り方検討委員会などで検討されると思いますが、方向的にはそのように考えております。と申しますのが、保健師が本庁舎内で福祉課と地域包括ケア推進課、健康課の3つに分散していますので、1か所に集中させることによりまして、マンパワーの活用も考えていきたいということから、そういった方向性で現在のところは考えております。

○6番（城森史明） ですから、包括支援センターも健康センターも一緒に全員あそこに入るんでしょう。そして、それプラスこども家庭センターですか、それを新設するわけでしょう。

例えば、今も福祉課に児童課があるんですか、その人たちがするんですか、その辺が明確じゃないんですよ、全然。

○健康課長（西村祐一） 業務的には、健康課と地域包括ケア推進課、福祉課の一部と申しましたけれども、その中で新たにこども家庭センターの機能も有するような形をその組織の中で考えています。ですので、新たに加えるということではなくて、業務を担っていただくということになります。

○6番（城森史明） どうもその辺のところは非常に私には曖昧に聞こえるんですよ。

例えば、こども家庭センター、子育て世帯を重点的にするというのはもう売り文句ですよ、これは。ただの意見じゃなくて、そういう付加して総合的にやるっていうのが売り文句じゃないですか。

それに対して、例えば、こども暮らし課とかそういう新しい係をね、充実させる。そういうことでなければいけないんじゃないんですか。

要は、少子化対策ですよ、子育て世帯に対するものを充実させるためには、延床面積的に非常に不十分じゃないですか。

例えば、大会議室を造ったって、子育て世帯と高齢者世帯じゃ設備が違うと思いますよ。同じ大会議室で子育て世帯と高齢者世帯を一緒にすることはできないでしょう。だから、非常に延べ床面積的に狭いんじゃないですか。もっと子育て世帯を重点的にしてね、あそこをそうして、そ

のようなことを考えていかないと。だって、前の健康センターより面積は減るんでしょう、延べ床面積は。その点がおかしいと思いますよ。

○健康課長（西村祐一） 現在の老人福祉センターにつきましても、浴室とかリハビリ関係の施設は残す方向で考えております。そういったことから考えれば、面積が足りないということはないと考えております。

○6番（城森史明） 私は昔大会議室でいろんな研修に行ったことがあるんですけど、非常にあそこは広くてですよ、ゆったりとしてできたとと思いますよ。

ただそこを今度も造ると思いますが、ただのテーブル会議じゃなくて、そういうことができる施設にできるんですか。それも子育て世帯の部分と高齢者の部分を2つ造らなきゃいけないわけでしょう。その辺はどうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 本日、健康課提出の図面の2枚目を御覧いただければと思います。

図面の左側の横に出たここは透析室ということで、こちらがフローリングの部屋になっております。こちらを会議室に考えてはおるんですが、高齢者向けと子育て世帯向けということなんです、行事の日程の調整等を行いまして、そこは併用して活用できるのではないのかと考えております。

○6番（城森史明） せっかく新しくするんでしたらですよ、もっとそういうところからね、やっぱりそこを詰めていかないと、やはりどこに重点を置くのか、やはりいろんな子育て世帯に対するね、少子化を考えているんだったらそこを充実させないと、単なる移転だけじゃ将来的に10年後を本当に見て考えているのか、ただ行き当たりばつりの気がしますよ。

次に財源ですが、財源はどうなっているんですか。特定財源ということで7,000万ということですが。

○財政課長（籠原正二） 財源につきましては、ふるさと応援基金を活用しております。

福祉施策に係る部分というものが事業の区分の中にございますので、そちらを活用させていただいております。

○6番（城森史明） 全体額は幾ら残っているんですか、福祉の。

○財政課長（籠原正二） 今回、7,000万活用しておりますけれども、活用前が6億3,600万程度ございました。その中から7,000万活用いたしまして、活用後の金額といいますのが、現在の残高で5億6,600万となっております。

○6番（城森史明） 火之神地区の開発にもですよ、今後、解体も併せて5億ぐらいのお金がかかるということでしたよね。そういうことを併せて考えると、この事業も2億を超えるわけですから、駐車場を含めたらもっと広がって3億ぐらいになるのかもしれませんが、その辺のところはどういうふうに考えているんですか。

要は集中しているわけですよ、5億火之神地区とこの購入費用ですよ。その辺はどういうふうに議論されたんですか。財政上も今後も問題なくそういう判断はどういうふうに判断されたんですか。

○財政課長（籠原正二） まず、今回の保健センターにつきまして今後の改修費用ということで、補助事業を活用しながら、あと地方債も活用しながらということでございますので、基本的にはそこに対してふるさと応援基金というものをどれだけ活用していくかというのは、ちょっとそこまで高くはなっていないかなと、ふるさと応援基金についてはですね。あとは地方債、補助事業も整備の中身によっては限定的な部分もあるかと思いますが、補助事業というものは活用できますので、その部分は出てくると。

あと過疎対策事業債も対象になるのではないかと今のところ見込んでおりますので、有利な財源というものは活用できるのではないかと考えております。

火之神地区につきましては、喫緊の課題ということで、こちらのほうについても、今取得して

取り壊さなければ、将来に向かってああいう状態が続くということでございますので、このタイミングになっております。

解体につきましても、財源は今後詰めていく話になるんですけれども、基本的には、やはりふるさと応援基金というものは活用せざるを得ないと財政的には考えております。

その中で、全て活用するのかどうかということもございますけれども、これまで説明いたしておりますのが、現在のところ解体に3億程度必要ではないかということでこれまでも答弁しておりますけれども、それもふるさと応援基金を活用するとなれば、その中で十分対応できるのではないかと考えております。

○6番（城森史明） ふるさと応援基金の価値を考えたときに、やはりその解体費には活用してほしくないような感じがしますしね、個人的にはね。ですから、今回の2億というのはその補助事業を幾ら取れるかでしょう。地方債にするにしろ、借金をするっていうことは、やっぱり自主財源じゃないんで、やっぱり財政に負担をかけてくるわけですから。

ですから、そういういろんなお魚センターの問題、火之神の問題、これ重なってね、さっき4番委員もおっしゃられたけど、唐突になぜこの2億の事業がこうして提出されるのかというのは、非常に私も疑問ですよ、はっきり言ってね。

ですから、そういう意味でもう一回聞きますが、ちょっと外れるけどね、火之神にもふるさと応援基金は活用できるんですか。それと、7億ぐらいのお金やらいろんなそういうお魚センターにしろ、出費が予想されるわけですよ。その辺のところはもう一回、どう考えておられるのか、質問いたします。

○財政課長（笹原正二） まず、今回の保健センターの設置事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助事業を活用しながら、あと有利な地方債を活用しながら、実質的な一般財源の出動というものは少なくできるのではないかと考えております。

それと、火之神地区につきましては、これ長年の課題でございましたので、ここについては必要な額は投資していくものということで計画してございました。

その中で、やはりそこで一時的な費用として一般財源を活用するのも、3億円の一般財源を活用するというのにも無理がございますので、そこにつきましては、ふるさと応援基金の活用項目の中に生活環境の整備という項目もございます。この中にも残高がございますので、その辺からも活用を図りながら、行っていきたいということで考えております。

あとお魚センターにつきましても、今後、また別な補正の中で語られるとは思いますが、そこも将来的に一般会計にとって影響がないような形で考えておりますので、全体として、財政運営上、一時的な負担は増えますけれども、今回の投資につきましても、将来的な費用について検討した結果の取得と考えてございますので、財政運営上は将来に向けては、有利な形で進めていく形と考えております。

○9番（立石幸徳） 今は日本中あげて少子化対策、国自体が本当に何につけても少子化対策というのは出ていますよね。当然、本市もこの少子化対策ちゅうのは人口増加に関しても重要なテーマになると思うんです。

私は3月の4年度当初予算の審査の中で、老人福祉センターの改修については意見を出しております。

というのが、将来性を考えたら、改修というんじゃなくて、できるもんなら准看跡地の敷地を活用したですね、本当に枕崎の保健行政にふさわしい新築の保健センターをどんなもんかっていうことでも発言したんですけど、そういう中で、改修の設計も一応は、担当のほうでは頭に入れたったんでしょうけれども。

こうして大きな状況変化、その大きな状況変化にどう対応するかはいろいろあると思います。ただ飛びつくような話にならんわけですのでね。ただ、今までの説明を聞いて、私は決して高い

買物じゃないと思います。

それで聞きたいのは、この資料をお願いして、取得目的・ねらい、最初の資料の真ん中から下なんですけど、本市保健行政の拠点にするんだという目的ですよ。

ですから、その目的を果たされるのかどうかちゅうのは、今後いろいろあるんでしょうけれども、もう少しその保健行政の拠点あるいは子ども家庭総合支援拠点になる公共施設っていうのは、それなりのやっぱりしっかりした施設、いろんな意味でですね、そういうものでないといけないと思うんですよ、まだ既存施設ですから、病院の。

新築をするのであればそれはもう市の構想に基づいたいろんな機能を果たせるのを当初から設計に折り込むことはできるんでしょうけれども、既存施設を活用するとすると、まだその足りない分はいっぱい出てくると思うんですけど、ここらについては、先ほど健康課長のほうから周辺の状況、空地にしろ土地状況あるいは家屋状況そういうものも何か来年度調査をするというような説明があったんですが、これはもうちょっと具体的にどういった周辺調査をされるんですかね。

○副市長（本田親行） 公共施設の在り方検討委員会の中でも、先ほど説明がありましたように、健診等を含めた時には駐車場のスペースが今と同程度しかなくて不足が考えられるということがありました。

その中では、二階建ての立体駐車場を建ててはどうかといったような案も案の一つとして出ましたけれども、やはり大きな投資は避けたいということから、近隣にも有料駐車場も見受けられますし、また空き地もありますので、できるだけ中心市街地の活性化ということ等も含めて、駐車場として使用可能な場所が近隣にあるかということを担当課等を中心に当たっていききたいという意味の周辺調査ということでございます。

○9番（立石幸徳） ですから、資料の最後の2枚目のところでですね、取得による効果ですね、この真ん中に令和6年度からは高齢者等の保健事業、それから介護予防の一体的実施ちゅう介護予防も事業っていうことになりまして、新しい保健センターでは具体的にはどういうことをされる予定なんですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 保健事業と介護予防の一体的実施についてですけども、現在、本市が抱えております健康状態や疾病とかそういったデータを精査した上で、健康寿命を延ばすという意味からそこを一体的にどういう世代の方たちが疾患を持っているとか、いずれ後期高齢者になっていくわけですから、今、市が実施している健康づくり、筋トレサロンであったり、てげてげ広場であったり、そういったものを連携して、そこにつないで、できるだけ早い段階から関わって、後期高齢になっても健康づくりができる、健康な体であるということを一体的に実施するというので、それは国からも一体的実施が要望されておりますので、これについては6年度中には実施しますということで答弁しておりますから、そういったところの連携が図れるように行うということで、今進めているところでございます。

○9番（立石幸徳） ですから私は、今求めようとしている現地は、時々周辺を歩いたり動いたりしていますけど、いろいろ拡充する余地は多分にあると思います。

まずそれを財源を無視して買い求めるということもどうかと思うけど、いろんな施設の機能の不備というのは、今後対応できる余地はたくさんあると思うんですね。

そこで我々も時々ほかの自治体に足を運ぶことがありますけど、市役所本庁舎もさることながら、今この保健センターあるいはその同類のこの保健業務を実施する施設ちゅうのは、大半の自治体が本当に立派というか、すばらしい施設ができていてそういうふうには私は思うんですよ。でないとこれからの高齢社会あるいはさっき言った少子化、そういうものに今後の自治体政策の中では保健業務というのはもう中心になるような状況だと思うんですね。

そうしますと、今の現地、そして建物、これで十分とは言えないかもしれないけど、あそこを今後将来的にも活用するというので、財源とにらみ合わせながらですねやっていくのは私はい

いことじゃないかと考えております。

○7番（吉松幸夫） ちょっと確認したいんですけども、先ほど職員を配置する、30名とかおっしゃいましたね。実質何人ぐらいを増強するような計画なんですか。

○副市長（本田親行） 職員全体の数を増やしていくというよりも、ここの目的にも書いてございますけれども保健師等が分散している状況がございます。そこを一体的に1か所に集めることによって、母子保健であるとか老人福祉であるとか一体的に取り組みないかという考え方でございます。

初日本会議でも申しましたが、この保健センターのスタートを7年度からと考えております。具体的にはどこまで入るかというのも今後検討していかないといけません。これまでも議論していただいているように既存施設でございますので、どこまで入れるかという部分も出てきます。また今御指摘のように公共施設の在り方としては、健康センターと今取得しようというセンターと二重になってしまうということになります。今の健康センターについてのメリットというのも市立病院が近いとか、スペース的には大広間があって健診をやりやすい。一方今度取得を考えているところにつきましては、そういうことも家庭センターであるとか保健師がそれぞれ母子保健、老人福祉を推進していく事務所スペースとしては有利であるというようなそれぞれメリット、デメリットがあると考えておりますが、老人福祉センターそのものも集団健診であるとか、活用できる期間はいいところは活用していきたいと考えているところでございます。

具体的には何人移るかというのは、今後そういう施設のスペース等も含めながら、また課の統廃合等も含めながら具体的に検討してまいりたいと考えております。

○7番（吉松幸夫） ということは実質増員という可能性は非常に高いというふうに取っていいんでしょうか。

○副市長（本田親行） 子育て支援を充実していくということに伴って、職員が増員するというのも当然スクラップアンドビルドの考え方でいかないといけませんけれども、増員するというのも予想はされますが、できるだけ老人福祉であるとか母子保健であるとか、保健師等も1か所に集まることによって大きく増員につながる、職員体制が大きく広がらないようにということも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○7番（吉松幸夫） 違う観点から考えますと、あと施設を運営するに当たって特殊な施設になるわけでしょうから、資格取得の職員というのは必要になってくるんですかね。

○健康課長（西村祐一） 資格を取得した職員と申しますと、現有の保健師とか管理栄養士また歯科衛生士、社会福祉士等が考えられますが、こちらは現在の組織の中にもおりますので、そういった方々の活用といった形になるかとは考えております。

○7番（吉松幸夫） 現在民間の医療施設だとかそういうところで職員の数がもう非常に足りない状態で、病院関係、医療関係がもうパニック状態になっているというところではありますが、そこでまたさらに資格者の職員を採用するっていうふうになったときに、それが可能なのか、民間をまた圧迫するんじゃないのかというふうに感じますけれども、その辺はどうなんですか。

○副市長（本田親行） おっしゃるように医療技術者の確保ということは難しい状況でございます。

新型コロナウイルスの関係もあって公務員としても県であったりとか募集が広がっているということも影響していると考えておりますが、市においても今年度も保健師を募集しております。保健業務も大変逼迫しておりますので、一般職に変えて保健師の募集ということを行っておりますが、現在では応募がない状況でございます。

そういうことも踏まえて、保健師を1か所に集めることによって効果的に活用できないかということも考えての今回の予算のお願いでございます。

○7番（吉松幸夫） あとそれと先ほどちょっとありました国のガイドラインがまだ決まってい

ないというふうな話だったんですけど、大体的見通しとして、市としてどのあたりに決まりそう
だという予測は立てているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 担当者レベルで県等に問合せをした結果では、5年の6月ぐらいには
出るのではないのかというような情報は得ております。

○7番（吉松幸夫） もしそのガイドラインが出たときに、今の現段階の予測と違う形が出てき
た場合にはどういう対応をするんですか。

○福祉課長（福永賢一） 先ほども若干答弁いたしました、資格等の職員、相談支援員とかそ
ういった部分につきましては、大枠のイメージとしては国から示されておりますので、そういっ
たところを含めてそのとおりにしないといけないというものではなくて、あくまでもガイドライン
という形だと思いますので、それを踏まえて枕崎版のこども家庭センターを構築するようなこと
になってくるかと思いますが、可能な限り国のガイドラインに沿った形で職員配置等は検討して
いきたいと思っているところです。

○7番（吉松幸夫） 先ほどの職員増員は県と重なるかと思えますけれども、そのガイドライン
が例えば何名以上いなきやいけないとか、なったときに、その職員が確保できる見込みがあるの
かないのか。一昨年でしたかね、福祉施設を造るときにそこがちょっと何か取り下げたとかいう
話もあったところがありましたね、別府の。そういった形で立ち上げてみたけれども、その人員
とかそういう部分に、例えばその機械ですか、そういうのとかの設備がないとか整わないとかと
いうところで開設が難しくなるような、なったときに対応が十分できるのか、もしくはきちっと
ガイドラインが仕上がった段階で、もう一度計画を見直すのか、そこら辺が皆さんが言っている
ところがちょっとやむやのとこだと思うんですね。

それがはっきりした段階で、もう一回きちっと見直す時間的な余裕はないのかっていうとこで
ちょっとお聞きしたい。

○福祉課長（福永賢一） 明確な答弁にはならないかもしれませんが、国が今回こども家庭セン
ターを打ち出した背景には、最初の答弁で言いましたとおり、児童福祉部門のこども家庭総合支
援拠点と母子保健部門の子育て世代包括支援センターを一体的にという形でのこども家庭セン
ターという構想になっていますが、そもそもこども家庭総合支援拠点というのが児童福祉分野で、
これは平成16年の法改正でやはり設置努力義務が市町村に課せられているんですが、全国的に
設置が進んでいない状況がありました。

その理由としまして本市の場合で言いますと、常時2名の子供家庭支援員の配置が必要であっ
て、その条件に資格者が社会福祉士であるとか保健師であるとかという部分がありました。

そういった部分で本市でもこれまで実際設置されておられません。設置の基準にも親子の交流ス
ペースの設置が必要であるという部分もありまして、本庁舎内にそういった部分の設置が不可能
でありましたのでこれまで設置できていないところでした。

全国的にそのような状況だったことも踏まえて、今回母子保健型の子育て世代包括支援セン
ターにつきましては全国的に設置が進んでいるんですけれども、こども家庭総合支援拠点が進んで
ないことを踏まえて、これを一体としてそういった人材の活用によって、そういった部分を補え
るという部分で出された背景がありますので、そういった部分でいいますと、そのように専門職
を集約することで、ある程度そういった対応は賄えていけるのではないかと考えているところ
です。

○7番（吉松幸夫） 先ほどちょっと言いましたけれども、来年の6月あたりに正式にガイドラ
インができるであろうという話なんです、先ほど言いました6月までにまたちょっと今の構想
と違った場合、そこまで待てる余裕はないんでしょうか。

○副市長（本田親行） 取得を待つことができないかということでございますが、今回お願い
いたしましたのは、設計、工事期間を考えると交渉事でございますので、市の意思決定と所有者と

の当然話合いがまとまったということと、庁議決定したということで今のタイミングですけれども、現在取得をして当初予算に設計工事費を計上しなければ7年度からのスタートというのは難しいというのが現状でございます。

○7番（吉松幸夫） 設計は先ほど建設課長からもありましたけれども、概算というか大まかな数字だったんですが、さっきお話の中にありましたいろんなその設備、機械とか入れるのは別額になるんですかね、もし必要な機械を入れるとすれば。

○建設課長（松田誠） 先ほど病院跡地の改修に伴いまして、屋根外壁防水関係で3,000万、内部改修等で6,000万という答弁したんですけれども、今の現段階ではこの6,000万の中に電気、機械、衛生関係も入っております。

○7番（吉松幸夫） 先ほどからも申し上げておりますが、やっぱり人員と設備、そういうガイドラインなるものもまだはっきりしていないというところで、できればそういうのがはっきりした段階でやはり機械とか設備をするのは簡単でありましょうが、人を配置するということが一番難しいんじゃないかなというふうに思いますので、そこを慎重に考えていただきたいなというふうに思います。

○4番（沖園強） この件について、皆さんほかの議案についてはあまり審査がなされていなくて申し訳ないんですけど、今取得ありきで審査をしていると思うんですよね、取得ありきでそこがかみ合わないんですよね。

そしていろいろ皆さんの意見・答弁を聞いておりますと、今の現施設でも補助事業の対応可能だということですよ。皆さんはもう取得ありきで頭がそっちのほうに固まっていると、だけど現施設でも対応可能だと、まず平屋で比べた場合には4分の1ですよ、建屋、今の健康センターの4分の1、総合的にもうちちょっと熟慮していただきたいなと、それはもう平屋に越したことはないですよ、延べ床面積がちょうど半分ぐらいですけど平屋にすれば4分の1、ましてや駐車場は今から検討すると、そして今の施設を改修すれば4,500万で済むと……。費用対効果も当然我々、議論の中で意識せんな済まんんですけど、一番はこういった皆さんが何年も何年も作ってきた振興計画、公共施設等の総合管理計画、この計画の中で不要と判断されたものは譲渡や解体の処分を進めて維持管理コストの縮減に努めますと、この取組による数量縮減目標を5%に設定しますと、全体的な施設なんですけどね。

施設の適正配置というところでいきますと、施設の利用条項、老朽化の分析を行った上で今後の保有の必要性を判断していきますとした上で、その際、集約化、複合化、用途変更や近隣自治体、民間の施設活用も視野に入れて検討し、市民の意見も取り入れながら、適正な配置を実施していきます。分析の結果不要と判断された施設について早い時期に廃止を実施し、処分解体を行うことで保有数量及び維持管理コストの縮減を図っていきます。今後の人口動向や財政状況を踏まえ、状況に見合った施設数へ縮減していきます。維持管理修繕更新等についてはまたここでもまずほかの既存施設の活用、集約複合化、用途変更を検討した上で必要と判断した場合に限り建て替えを行うと……。

だけど今の健康センターは耐震性あり、平屋面積は4倍、昨年度浴場施設等のボイラーも更新している。集約化どころか分散していく今計画ですがね。どうしても幾ら読み込んで私には理解できない。何のためにこういった計画を作って我々議会に諮って我々が当初予算を可決してきたか、承認してきたかもうそのことに尽きるんじゃないですか。

今の施設が使えないのであれば別ですよ、使う目的で、耐震性ありと判断して、当初予算で設計委託料を計上して、それを今回皆減、どうしても理解できない、私には。

○10番（下竹芳郎） 説明資料の10番、11番なんですがこの小中学校の施設管理費、この光熱水費ですね、これ物価高とか燃料高騰で上がっているんですが、児童生徒への節電節水の励行というのはどういう指導をしていますか。

○教育総務課長（宮原司） 今回光熱水費等が物価高騰に伴う電気料金の燃料費等調整額が増加していること等がございまして、年間を見越したときに電気料金が足りないということで、今回補正予算のお願いをしているところです。学校には令和元年に作成した学校空調設備運用指針というものを作成してございますので、各学校で各校長の校長研修会等を通じて節電、節水の依頼はしているところでございます。

ただコロナ禍でもございますので、当然閉め切るというわけにはいきませんので、換気については適宜行っていただくようお願いはしてございますので、そういう部分でも若干使用料等が増えている部分もございしますが、まずは新しい生活様式、学校のマニュアルに沿った形でそれを生かして、あとはまた使わないところは節電をしていただくということで取り組んでいただいているところでございます。

○10番（下竹芳郎） エアコンは暖房完備ですよ。

○教育総務課長（宮原司） 冷暖房両方使えるようになっております。

○10番（下竹芳郎） 過ごしやすい、勉強しやすい環境で整えていただければと思います。

○7番（吉松幸夫） 以前もお聞きしたことがあるんですけども、各小中学校の教務室、冬になると灯油ストーブで暖を取っていたということだったんですが、以前のお話でも灯油を最小限度に削ってですね、寒い中で先生たちが教務室で仕事にいそしんでいるという話を聞いて、そういうことはないようにというお願いでしたんですけども、現状はどうなんでしょうか。

○教育総務課長（宮原司） 灯油等につきましても必要な部分の燃料費等は措置はしてございますけれども、やはり教室等で先生が一人しかいない状況のときに暖房をつけるのはどうしてもやはり不経済の部分もございまして、そこについては不要で、児童生徒がいるときには使っていて、先生1人のときにはできるだけ使用を控えるように一応研修会等でもお願いしてございますので、お話にありました寒い状況の中ということは、現状ではないと考えているところです。

○7番（吉松幸夫） やはり教える側の先生たちの健康状態とか精神状態とか、そういうところがまずは大事なかなと思いますので、そちらのほうは全面的にやっぱりケアしていただきたいとお願いいたします。

○13番（清水和弘） 私はこの説明資料のですね4番、ここに一般質問でも述べましたけどね、この危険空家等対策経費として危険空家等解体撤去事業費、ここに269万6,000円ですか、この地域はどの辺の事業なんですか、この全体で269万6,000円ということなんですか、地域について教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 今回の補正につきましては、当初予算で750万、25棟分の予算を組ませていただいたんですけども、この補正予算を要求する段階で21棟分の補助金を出しましてそれが599万6,000円、予算残が150万4,000円になったんですけども、今後の解体見込みが14棟ありましたので不足する分を上げております。

この14棟につきましては、枕崎地区が8棟、桜山地区が3棟、金山地区が1棟、別府地区が1棟という内訳になっております。

○13番（清水和弘） ということはまだ全体的にはまだ相当数残つとると思うんですけど、あとその残っている危険空家というのはどんぐらいあるの、全体ですよ。

○総務課参事（平田寿一） 現在の14棟も含めまして86棟残っております。

○13番（清水和弘） 86棟ということですけど私も一般質問でも言いましたけどね、市内の恵比須あの辺の地域が一番多いと思うんですけど、その辺の状況はどのように考えておるんですか。危険空家とは考えてないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 危険空家の基準がありますので危険空家に該当するもの、該当しないものそれぞれあります。

○13番（清水和弘） 私は一般質問で言うてるんだけど、その辺の地域の危険空家数は幾らぐらいあるのかって。

○総務課参事（平田寿一） 86棟の内訳を地区ごとに申しますと、金山地区が13棟、桜山地区が18棟、立神地区が5棟、枕崎地区が42棟、別府地区が8棟という内訳になっております。

○13番（清水和弘） 今年はこの260万円の処置をすると思うんですけどね、あとのこの全部で何棟やったですかね、これ。これは今後の予定はどうなっているの、計画は。危険空家の解体の計画ですよ。

○総務課参事（平田寿一） 今後の予定につきましては、先ほど答弁しましたように14棟の解体が予定されているということで、1棟でも多い解体に努めていきたいのですが、何分その危険空家は個人の財産でありますので、私どもで計画して解体していくわけにはいきません。

それと、今回269万6,000円追加で補正を出ささせていただいていますけれど、当初予算で750万ありますので、全体の解体補助の予算的には1,000万ちょっとというところになっております。

○13番（清水和弘） 私のところにも度々危険空家からの被害が来るんですよ。そういう話っていうのは年間どのぐらいあるんですか。もらい被害っていうんですか、そういうのは。

○総務課参事（平田寿一） 令和4年度で5棟あります。

○13番（清水和弘） その地域は。

○総務課参事（平田寿一） その全てが枕崎地区になっております。

○13番（清水和弘） それらに対するその対応はどのようになっているんですか。

○総務課参事（平田寿一） 情報をいただいてから現地を確認に行きまして、そして状況を見て、建物の所有者等を確認します。

法に基づく助言、指導等を行う。またはその所有者の家を訪問して対応をお願いする。そういったことをしております。

○13番（清水和弘） 被害を受けた方がですよ、同じような隣地から、最初受けた家屋から再度被害を受けるというようなことは発生していないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 先ほど、今年度に入って5棟そういった情報が入ったということですが、その中に1棟はあります。

○7番（吉松幸夫） その場合に、例えば屋根が落ちてきたとか、壁が飛んできたとか、そういった場合の補償というか、双方の取扱い方はどのようになるんでしょうかね。

○総務課参事（平田寿一） 基本的に、空き家の所有者が対応することになりますが、隣の方とか所有者が分からない場合がありますので、そういったときには市のほうからその状況を空き家の所有者に連絡を取って、その対応を求める形で対応しております。

○7番（吉松幸夫） 例えば車に瓦が落ちてきたとか、そういったときの補償というのは先方に請求できるもんなんですか。

○総務課参事（平田寿一） それが空き家に起因するものであれば請求できるものと思っております。

○6番（城森史明） 私は説明書の6番障害児通所支援事業について質問いたしますが、この内容を説明してください。

○委員長（東君子） 申し訳ない、関連を先にいいですか。

○3番（上迫正幸） さっきの解体の話なんですが、母屋の場合の解体ですよ。それに付随している小屋とかそれは出ないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 基本、住居に限らず倉庫とか車庫であっても、そういった危険空家の条件に当てはまれば補助の対象にはなりません。そしてまた、倉庫とかが住居と一体になっている場合は、それを1つの建築物とみなして補助の対象経費にはなっております。

○3番（上迫正幸） その解体には条件がありましたよね、市税を払っていないとか、そういう条件を教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 市から補助をしますので、当然市税の滞納がないことというのが条件になっています。また、この解体撤去事業補助につきましては、その所有者が1回だけという条件があります。それから、解体する業者は市内業者という条件があります。

○福祉課長（福永賢一） 障害児通所支援事業につきましては、障害をお持ちの子どもが、通所によって施設で療育を受けたり、あるいは学校に通っておられる障害をお持ちのお子さん方が学童保育のような形で放課後のデイサービスを受けたりする施設に通う部分の事業費になりますが、今回の補正は、このサービスの利用や件数、金額ともに年々増えてきている状況があるんですけども、今回さらにちょっと当初では足りない部分が出てきたことと、また、今年10月からは報酬改定によりまして、福祉介護職員等のベースアップ等の支援加算というのが創設されて、その部分で支給額の増加が予想されたので、今回補正をお願いしたところです。

○6番（城森史明） その施設は何施設あるのか、それと、これを受けている障害者数は何人いるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 市内には4つほどございます。

名称を申し上げますと、すまいる、いるかの教室、いるかの家、南っ子という施設がございます。

利用者につきましては、令和3年度の実績では127名が利用しておりましたが、現在、令和4年度11月末現在においても133名が利用しているという状況です。

○6番（城森史明） 特別支援学校というのがあるんですが、学校教育がありながら、実際放課後に通うこの施設のね、役割ってというのはどういうものなんですか。そういう何か学校教育に比べてどういう役割を果たしているのか、その施設がですね。

○福祉課長（福永賢一） そういった学校に通われて、養護学校等に通われた後に、その後放課後デイサービスということでそういった施設に行かれて療育を受けたり、見守りと、あとそういった作業をさせたりという形で療育をしていくというような形になります。

○6番（城森史明） 要はもう障害児が増えているということではありますが、そういう意味で、今こういう社会、非常に平等な社会っていうか、そういう障害児も社会生活になじんでですね、非常に大事な施設だと思うんです、その辺はやはりより充実させるよう要望します。

○9番（立石幸徳） 時間も来ていますので、民生費の関係ですけどね、1点だけ。

予算書18ページですね、この児童措置費委託料の子育て援助活動支援事業の135万の増額の理由を教えてください。

○福祉課長（福永賢一） この子育て援助活動支援事業というのは、ファミリーサポートセンターということで、依頼会員と提供会員と登録していただきまして、子供の預かりを促進させていただく部分で、特定非営利活動法人子育てふれあいグループ自然花に委託して実施しているものです。

今回の補正につきましては、そういった利用の方々等の提供会員等の伸びもありまして、そういった事業費等の増があるということで、また委託費につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の交付要綱に基づきまして、その必要な事業費と子育て支援交付金等の設定した基準額と比較して、低い額での契約という形をするようになっているんですけども、現在、当初で契約した金額に比べて今年度の事業費が延びる形がありましたので、今回補正をお願いしたところです。

○9番（立石幸徳） そうしますと、その利用者増があったということで、何名程度その利用者は伸びたんですか。

○福祉課長（福永賢一） この基準で、提供会員が20人から199人の範囲内において、この子ども

も・子育て支援交付金の交付要綱では、1割以上の増があった場合には、加算の対象がつかうことになり、基準額においてですね。

その部分で、今年度1割以上ということで、現在4人以上の提供会員の増が見込まれるということで、その基準によりますと、100万円の加算がつかうという適用が可能になりましたので、それ以上の事業費を設定し、それが見込まれる部分もありましたので、今回この部分も活用させていただくということで予算額の増になったところです。

○9番（立石幸徳） そうすると、利用者が増えればまたそういう形で追加補正というか上がっていくことになっていくんですか。もう1回きりですか。

○福祉課長（福永賢一） 現在、年度ごとに提供会員が1割以上伸びることになれば、年度ごとにその加算はつきましますけれども、年度内において4人がまた8人になったとかそういう部分でプラス100万ということにはなりません。

○9番（立石幸徳） はい、分かりました。

○5番（禰占通男） 先ほどの保健センター、今、健康センターでこども家庭センターなるものを扱うとなるとですよ、今の健康センターで何が不足するんですか。その1点だけをお伺いいたします。

○健康課長（西村祐一） 何が不足しているかということでございますが、今回、児童福祉法の一部改正によりまして市町村に努力義務が課されましたこども家庭センターにつきましますは、新たに人員が必要という部分はあるかもしれませんが、現有の保健師等有資格者を1か所に集約いたしまして、そういったマンパワーを活用していこうということで、不足しているというわけではないんですけれども、一応、先ほども申し上げましたが、健康課、福祉課、地域包括ケア推進課に所属しております保健師等有資格者を1か所に集約いたしまして、そういったこども家庭センターという業務にも対応していこうという考えでございます。

○委員長（東君子） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

○14番（吉嶺周作） 老人福祉センターの件なんですけど、ここは建築が昭和55年3月って記載されているんですけど、築42年ということですが、健康センターのほうもここは渡り廊下でつなげてありますけど、建築年数は同じく築42年ぐらいになっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 老人福祉センターと健康センターにつきましますは、同年に建築されておりますので、ここに記載のと通りの建築年になっております。

○14番（吉嶺周作） すると、法定年数で言いますと、鉄筋コンクリートですので約47年。すると今建築年数がもう42年経過しておりますので、あと5年程度でその耐用年数に達するわけですが、そこまで行った場合、その後どうなるんですかね、この建物は。

○健康課長（西村祐一） 健康センターにつきましますは、事務所用ということで耐用年数につきましますは50年ということになっております。ということで残りはあと8年となっているんですが、今後の老人福祉センターと健康センターの活用につきましますは、今後、公共施設の在り方検討委員会等でも検討していかないといけないんですけれども、その耐用年数までは使用していこうと考えてはいるところです。

○14番（吉嶺周作） そうすると、今度購入をしようとしている高見町が一応拠点になるわけですね。こっちの健康センターのほうは無人になるんですか、それとも誰か人員は配置するんですかね。

○健康課長（西村祐一） 午前中の副市長の答弁でもありましたが、こちらにつきましますも、公共施設の在り方検討委員会等で指定管理者制度の導入とか、そういうのが無理だったら直営で

……。現在、老人福祉センターに配属されている職員が会計年度任用職員2人と再任用職員1人ということになりますので、そういった方をそのまま残すのか、いずれにしてもそういった形で活用は考えております。

○14番（吉嶺周作） そうすると、今の体制は21名でやっているところを高見町の本拠地というかそこには30名置いて、そしてまた健康センターのほうにも数名置くってということになるんですかね。

○健康課長（西村祐一） 先ほども申し上げましたが、それにつきましては今後、また公共施設の在り方検討委員会等で検討していきますので、形はどうかはまだ決定はしておりません。

職員は健康課の健康促進係、地域包括ケア推進課、あと福祉課の一部ということで30名程度を見込んでいるんですが、老人福祉センターの機能につきましては、現在の場所に残す予定であります。

そうした場合に、老人福祉センターにつきましては図面を付けているんですけども、この中で、大体老人福祉センターに係る分が392平米ということになっております。

移転する健康センターにつきましては、1,003平米から差引きの大体600平米ということになっておりますので、この600平米が今度補正に計上しております医療施設跡の延べ床面積は951平米ということで、大体1.5倍の大きさになりますので、人員が配属された場合もそれなりのスペースは新しいところでは確保できるのかなとは考えております。

○14番（吉嶺周作） それで、法定耐用年数が約50年、あと8年あると言いましたが、今、この健康センターは第1避難所になっていますよね。8年後はそのまま第1避難所として使えるんですか。

○建設課長（松田誠） 今の健康センターの建物自体の耐用年数は50年ということで、あと七、八年の残りですけども、これは極めて標準的なものでありまして、50年たったら使えないというものではありません。

なお、この健康センターと老人福祉センターと2つの棟がありますが、健康センターにおきましては、平成22年に屋根防水工事等も行っていますので、まだその8年で使えなくなるということはないと思います。

○14番（吉嶺周作） 了解しました。

○2番（眞茅弘美） 私からは、午前中からいろいろ出ているんですけども、6番、7番の件に関しまして、そこの医療施設を7,000万で取得するってということで、それで子育て支援中心で考えているということなんですけども、そこだけを見た場合ですね、物すごく場所もいいですし、建物も新しいですので、子育て世代のお母さん方とかは物すごく利用がしやすくなるのかなあって。例えばこの辺の周辺の方がベビーカーでも行けますし、そうやって利用しやすいのかなと思うんですけども、いろいろなことを、本日も出てまいりましたが、考えた場合ですね、7,000万で取得するんですけど、今から改修費に9,000万、そして健康センターのほうで概算で4,500万ほどかかるということでございました。

それでですね、この健康センターのほうで投票所、避難所、そして副市長のほうから集団検診等にもってというお話でしたけども、ちょっと出てはいましたけども、何か漠然としていまして、通常どのようなことに利用・活用されるのかなあとと思ひまして、そこのところをお願いします。

○副市長（本田親行） 初日本会議等でも申しておりますけれども、今の検討段階におきましては、健康センターの跡に正職員を配置して残す考えはなく、大広間等がございまして、漠然としたイメージで、今後そういう計画を立てて具体的には練っていくんですけども、大広間等を利用しながら、老人福祉センターが残りますので、老人の健康機能であるとか、そういったことを生かせるような団体があるとすれば、そういうところに施設管理までを包括して指定管理で経費がかからない形で、建物が使用可能な間は使用できないかと、そういうことを念頭に置いて、今

計画では新しい施設での集約を図ることで考えております。

先ほどから担当課等も申しておりますけれども、保健師等を分散して、福祉課であったり包括であったり、健康センターであったりと、専門家の方々が別々な施設におりますので、マンパワーを生かすという意味でも、1か所に集まって、その機能を十分に発揮しながら、子育て支援、それから老人福祉に活用していこうと考えております。

そういった場合、今の健康センターでは、収容が可能ではありませんので、平米数の比較をされていらっしゃるけれども、今の健康センターというのは大広間の部分が大部分を占めており、そういった今考えている施設としては収容し切れない。なので、病院施設等の跡の活用を検討しているということでございます。

○2番（眞茅弘美） その件については分かりました。

次にですね、6番の障害児通所支援事業、先ほどもちょっと出ましたけども、現在133名の方が利用されているっていうことでしたけども、4つの施設、事業所のほうでその人数ということでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 市内には4つの施設がございますが、南薩圏域には市外にも事業所がありまして、例えば南薩養護学校に通って、帰りに南さつま市のデイサービスを利用するとか、そういった方も少数ながらいらっしゃいますので、それぞれの具体的な利用している人数については、今手元に詳細な資料がないところでございます。

○2番（眞茅弘美） 養護学校から帰ってこられた子供もだと思えるんですけども、小学校等で療育を受けられる方とかも通っていらっしゃいますかね。

○福祉課長（福永賢一） はい、そのとおりでございます。

○2番（眞茅弘美） もしまた療育を受けたいって方が増えたりした場合、まだ枠はあるんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） それぞれの施設側から、そういった計画等に対して対応できないというような、本市に対する声とかは聞いてございませんので、対応は可能ではないのかなと思っております。

○2番（眞茅弘美） 次にですね、5番の市税賦課徴収事務費、こちらの説明をお願いします。

○税務課長（鮫島眞一） 記載の市税賦課徴収事務費につきましては、地方税共同機構で運用しております地方税の電子総合窓口、いわゆるeL T A X（エルタックス）の機能の一つである地方税共通納税システムでの取扱い税目追加に伴う本市基幹系税収納システム改修の経費でございます。この地方税共通納税システムを利用することで、納税者は全ての地方公共団体に対する電子納付が可能となっております。

また、令和5年4月から4つの税目が追加され、市町村税分のうち、本市対象分では、固定資産税、軽自動車税種別割の2税目が運用予定となっております。

○2番（眞茅弘美） 分かりました。

あとですね、午前中出ました危険空家等の関連なんですけども、駅前通りからロータリーにかけての歩道の途中の部分が、今ちょっと通行止めになっているんですけども、そちらの理由をお願いします。

○建設課長（松田誠） 県道枕崎駅停車場線の歩道のところなんですけども、ビルの壁の一部が剥がれ落ちたことによりまして、道路管理者である南薩地域振興局土木部と警察署との協議によりまして通行止めを行ったところです。

ここにつきましては、地権者が崩落防止の工事を行いましたので、先週金曜日だったと思えますけれども、一部縮小して歩行者が通れるようになっているところです。

○2番（眞茅弘美） そうなんです。ちょっと通れるようになったことを確認してなかったものですから。それでは元通りに戻るといいますか、そこはまだ見通しは分からないわけですよね。

○総務課参事（平田寿一） 今、建物の所有者も応急的な処置というか対応をしているところで、現在、解体をする意思を持っておられますので、その解体が完了したときには全面的に通行できるものと思っています。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○4番（沖園強） 午前中からいろんな御意見等がございまして、審査が進んできたんですけど、採決に入るのであれば、その前にどうしても理解に苦しむ部分がございますので、委員の1人として、修正の動議をお願いしたいということで、委員長のほうでお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○5番（禰占通男） 私も賛成いたします。ほかの議案をボツにしたくない。7号議案のうちの保健センター分以外は通したい、ただそれだけで。

○9番（立石幸徳） 修正動議ということですけど、どの部分をどういう形で修正するのか、この予算案がどうなるのか、明確に説明してもらわないと、動議に賛成とはどうしようもないですよ。修正案は出ているんですか、同議案は。

○委員長（東君子） ただいま修正案を提出したい旨の申出がありましたので、休憩いたしますが、時間はどれぐらい必要でしょうか。

○9番（立石幸徳） 動議が出ているけど、動議の内容が分からないと、賛成も反対もできないわけですよ。ただ修正動議を出します、よろしいですかでは、我々は賛成もどうにもしようがないですよ。内容をはっきりさせてください。

○4番（沖園強） 今から、修正動議に賛成をいただきましたので、その分につきましては、動議に賛成の方々と協議の上で、修正案を提出したいと思います。その間、暫時休憩をお願い申し上げます。（「中身も分からんのかな、動議に賛成をいただいたと言ったって、おかしいですよ。修正動議って言って、中身は何かって言って、説明もできないわけでしょう」と言う者あり）

○委員長（東君子） ただいま修正案を提出したい旨の申出がありましたので、休憩したいと思います。いかがですか。

○9番（立石幸徳） 繰り返しになりますけど、中身が分からんから休憩も賛成も何もできないわけですよ。

○委員長（東君子） ただいま休憩するかどうかというのをお諮りしています。
休憩することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（東君子） 挙手多数でございます。

時間はどれぐらいがよろしいでしょうか。

ここで2時50分まで休憩といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時47分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

○4番（沖園強） 動議を皆さん方にお諮りしてもらって御賛同いただいたんですけど、作業に入りまして、非常に款、項、目、節、説明の部分まで非常に多岐にわたっておりまして、もう少し時間がかかり、皆さん方に迷惑をかけるわけにはいきませんので、もう少し時間をちょうだいいたしたく、ここでおわび申し上げまして、再度延長の、今度皆さん方にお示しできるときまで、休憩のほどをよろしくお取り計らいいただければと思います。

○9番（立石幸徳） 実に私はいいかげんだと思いますね。修正動議を出してね、出された方が、作業に時間がかかるとか、そんなことを議会の中で言ってもらってはおかしくなりますよ。

つまり、その修正箇所はまず何か所になっているんですか。

○4番（沖園強） 箇所数的には、先ほど申し上げましたように、歳入、歳出に分けて至って款、項、目、節の部分まで非常に多くございます。そして、説明資料まで、そこで不備があるとまた皆さん方に御迷惑かけるとよろしくないと思ひまして、今こういったお願いをしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 答弁になってないですよ。

当然、修正を、動議を出すに当たっては、そういったこともきちっと確認された上でですね、時間もこれぐらいということをしちんとされて、そして、動議を出していただけないと、動議成立なんかっちゃうのも、そういう何項目かっていうのも分からないその動議をな、認めること自体が私はおかしいと思っています。

以上、意見だけ言っておきます。

○議会事務局長（新屋敷増） これまでの枕崎市議会の委員会の議事運営におきまして、先例となるんですけれども、平成30年9月13日の予算特別委員会、また、平成28年12月7日の総務文教委員会におきましても、今日と同じようなケースで審議をする中で、内容につきまして、議員から疑義なり、ちょっと問題があるということで、休憩を取って修正案を提出したいということで、これまで議会運営をしてきた先例があることはお伝えしておきます。

○9番（立石幸徳） そういうのは余計な説明ですよ。

それは、過去そういう例があったということであっても、今のこのケースの場合は、私自身がちゃんとした進行をしてくれと申し入れているわけですから。過去の事例ではそういった申入れもあったんですか、どうなんですか。

○議会事務局長（新屋敷増） 最終的には、委員の中で多数決を取って決めております。

○9番（立石幸徳） 過去にそういうちゃんとした進行してくれという申入れがあったんですか。

○議会事務局長（新屋敷増） 当時の委員会記録を見ますと、そういう委員からの発言もあったようですが、最終的には、委員会の中で多数決の中で決められております。

○9番（立石幸徳） 申入れはなかったわけでしょう。申入れがあったのかって聞いているわけですよ。

○議会事務局長（新屋敷増） 委員会の審議をする中でそういう意見が出されておりますが、最終的には、委員長の下で多数決で決まっています。

○委員長（東君子） それでは4番委員から申出がありました、日を改めて動議を出すということに関して、賛成する方の……日を改めてでよろしかったですか、修正案を。

○議会事務局長（新屋敷増） もし、この今出されました動議が多数決で決められた場合は、今審議をいただいております一般会計補正予算につきましては、議事を中止いたしまして、次の特別会計の審議に入ることになります。（「それは、前回休憩前に午後2時50分まで休憩しますと明確に言われたことを取り消してくださいよ。取り下げを認めるかどうかぐらいは諮ってくださいよ。そうしないと勝手に、決めた時間、発言された時間に来ていないのに、そういうことに進んでいないのに、また新たなものを議題とするということになると、おかしくなりますよ。前回言ったことはどうなったんだちゅう話になりますかね」と言う者あり）

○委員長（東君子） 修正議案を提出できるときに、日を改めて審議をするということに、賛成の方の挙手をお願いいたします。（「日を改めて別の日にやるっていうことですかね。それは改めていつなんですか、それも明確にしてもらわんと、いつやるかも分からんようなそんなものを採決するのはおかしくなりますかね」と言う者あり）

16日でよろしいでしょうか。

挙手をお願いいたします。（「日程変更とか、そういうものは議運はどうなるんですか、議会運営。日程変更はこの予特で決められる事項じゃないんじゃないの」と言う者あり）

後ほど議会運営委員会にお諮りいたします。

それでよろしいでしょうか。——ここでもう切りますね。よろしいですか。
賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（東君子） 挙手多数であります。（「決まった日程はいつ委員には報告になるんですか」と言う者あり）議会運営委員会で決まりましたら、また改めて御報告いたします。（「改めてというより、大体、今議運を開くわけにはいかんのですか。そうせんと、会期中というのはいよいよ16日が最終日ちゅうのは決まっとるわけでしょう」と言う者あり）今日のこの審査が終わりましたら、議会運営委員会を開きまして、御報告いたします。（「休憩ですよ、いいですか、報告があるまで我々はみんな議運以外は待っとかんと」と言う者あり） 予算特別委員会の審議が終わりましたら、議会運営委員会を開きまして、決定いたします。その後、御報告をいたします。（「はい、分かりました」と言う者あり）

議案第66号は、議事を中止いたしまして、執行部入替えのため、暫時休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

午後3時1分 再開

△議案第67号 令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○委員長（東君子） 再開いたします。

次に、議案第67号令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（平塚孝三） 議案第67号令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の減並びに経費の増に伴い、医業費用を900万6,000円減額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億5,216万4,000円に対し、総費用7億4,831万1,000円となり、9,614万7,000円の純損失となる見込みです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（東君子） それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） この病院会計予算書の4ページのキャッシュフローなんですけど、この上から5行目っていいんでしょうか、長期前受金戻入額、これが1,800万ぐらい減になっているんですよ。これは何の前受金がこういうことになっているんですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 長期前受金戻入額というのは、固定資産等を購入したときに補助金とか活用している部分がございます。その補助金については、長期前受金ということで繰延べ収益ということで別会計にしておきます。そして、その償却資産の減価償却に伴いまして、長期前受金を収益化していくというルールになっております。

○市立病院主幹兼管理係長（天達俊郎） 減価償却費に対応する部分の補助金であるとか、一般会計負担金が減価償却の減に伴って減となったものです。

○9番（立石幸徳） その減価償却費が減ったから、一般会計からの繰入れも少なくなっていくわけですよ。ただそれを前受金っていうのは、当年度受けた分の補正ですか、これが。長期と書いているんですけど。

○市立病院主幹兼管理係長（天達俊郎） これは施設なり、器械設備を導入したときに受け入れた補助金または負担金です。

○9番（立石幸徳） そうしますと、これも確認ですけど、今年度の一般会計にこの分は戻し入

れをして、それは一般会計のほうは病院からの繰入れということで計上されているということになるんですか。

○市立病院主幹兼管理係長（天達俊郎） これは一般会計に戻すというものではなくて、減価償却をするときに、対応する補助金なり負担金が差し引かれる、その分、減価償却費から差し引かれるような処理となります。

○13番（清水和弘） 10ページの繰延収益のところにですよ、収益化累計額となって2億4,700万ぐらいこのマイナスっていうんですかこれ、これはどういう意味なんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほど係長からも説明がありましたとおり、長期前受けということで、ここに5億3,725万6,278円ということで、その施設でありますとか、固定資産でありますとか、それを補助金、それと一般会計の負担金を繰り入れたときに長期前受金ということで経理します。

この三角の2億4,714万5,689円につきましては、その施設でありますとか、器械備品でありますとか、償却に伴い、償却すると同時に収益化するというルールになっておりまして、その分、約2億4,700万については、これは減価償却されている部分の補助金、負担金分ということで経理されております。

○13番（清水和弘） 病院にとってはマイナスの部分じゃないっちゃうことの意味でいいわけね。

○市立病院事務長（平塚孝三） そういう施設でありますとか、固定資産を購入したときには、まず長期前受金ということで別会計にします。そして、固定資産を固定資産として資産管理します。減価償却をするときに、費用として減価償却費ということで支出のほうに出てきます。この長期前受金については、収益化するということで、収入の部分に入ってくる部分です。

○13番（清水和弘） 11ページの収益的収入及び支出の部分なんだけど、ここに給料が940万円とか三角があるんだけど、これは誰か職員が辞めたっていうこと。

○市立病院事務長（平塚孝三） この給料の940万の部分ですけども、この予算書の6ページを御覧ください。この給料の940万の内訳が書いております。

この940万の内訳につきましては、今回の人事院勧告に伴う給与改定に伴う増加分ということで59万9,000円の増と、その他の増減分ということで999万9,000円ということで書いてありますけれども、これは職員数の異動による増減ということで、今看護師を随時募集しているんですけども、採用が9月1日になったということで、上半期分の減も入っております。

それと、今、薬剤師を随時募集ということでやっておりますけれども、まだ採用に至っていない部分がありますので、上半期の減分ということで999万9,000円を減額しているところです。

○13番（清水和弘） そしたら、今俺の聞き方が悪いのか薬剤師は今現存してないの。

○市立病院事務長（平塚孝三） 薬剤師につきましては、今現在は不在という形になっておりますけれども、薬剤の処方でありますとか、そういう管理につきましては、補助職員ということで、補助を入れています。

それと、医師が在籍しておれば、薬剤師不在でも運営できるんですけども、看護師でありますとか、その補助職員の業務というのが増えている状況であります。

○13番（清水和弘） 調剤する時、それは普通の看護師でもできるの。

○市立病院事務長（平塚孝三） 医師の管理の下、作業することになっておりますので、その作業自体は問題なくできる場所です。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第67号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（東君子） 異議もありませんので、議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時14分 再開

△議案第68号 令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（東君子） 再開いたします。

次に、議案第68号令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（上園秀人） 議案第68号令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費について、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ補正するものです。

第2条収益的収入及び支出のうち、支出を1,058万6,000円減額し、合計で4億0,646万3,000円にしようとするもので、当初予定額4億1,704万9,000円に対し2.54%の減となります。

なお、税抜き純利益は1,356万9,000円で、当初予定額298万3,000円に対し1,058万6,000円の増で、率にして354.9%の増となります。

第3条資本的収入及び支出のうち、支出を36万7,000円増額し、合計で3億3,645万5,000円にしようとするもので、当初予定額3億3,608万8,000円に対し0.11%の増となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する額2億5,720万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金54万円、当年度分損益勘定留保資金1億4,668万円、減債積立金2,200万円、建設改良積立金7,200万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,598万5,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は1,011万9,000円減額し、1億0,246万6,000円に改めます。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（東君子） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） この第4条なんですけどね、この職員給与1,011万9,000円減になつとるんですけど、この理由は何なんですか。

○水道課長（上園秀人） 4月の人事異動による減額です。

○13番（清水和弘） 金額が大きいもんですから。これは、職員数は今までと変わらないんでしょう。

○水道課長（上園秀人） 職員数は変わりませんが、5級の職員、4級の職員が1級の職員、2級の職員に変更となったものでございます。

○13番（清水和弘） 分かりました。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第68号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（東君子） 異議もありませんので、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第69号 令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（東君子） 次に、議案第69号令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第69号令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費について、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ補正するものです。

第2条収益的収入及び支出のうち、支出を598万2,000円減額し、合計で7億1,765万2,000円にしようとするもので、当初予定額7億2,363万4,000円に対し0.83%の減となります。

なお、税抜きの純利益は4,205万4,000円で、当初予定額に対し598万2,000円増で、率にして16.6%の増となります。

第3条資本的収入及び支出のうち、支出を7万円増額し、合計で5億2,342万5,000円にしようとするもので、当初予定額5億2,335万5,000円より0.01%増となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する額2億7,450万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金899万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,844万9,000円、繰越利益剰余金処分額83万8,000円、当年度利益剰余金処分額2,733万8,000円、減債積立金5,319万7,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額569万1,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は606万2,000円減額し、5,654万5,000円に改めます。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（東君子） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 職員給与も、結局、水道課と同じ条件で減少したということですか。

○水道課参事（今給黎仁） 一般職員を異動させて、再任用職員を配属したということです。ですから、人数については異動がないということです。

○13番（清水和弘） この再任用職員の職級は何級になるんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 3級になります。

○水道課長（上園秀人） 10月に入りまして、産休の職員が出たものですから、一般部局との人事異動によって欠員が生じたということで、代わりに再任用職員を配置したということになります。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（東君子） 異議もありませんので、議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

本日の予算特別委員会は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 27 分 散会

令和4年12月12日 午前9時30分 再開

○委員長（東君子） ただいまから予算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第66号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、前回の議事を継続いたします。

○9番（立石幸徳） この開会前に修正案も机上配付されていますけどね、まだ動議そのものは出されていませんので、私は先週からの、特に保健センターに関する基本的なですね、根本的な当局説明で、まだ説明がきちとなされていない、あるいは不足している部分についてですね、幾つか質疑をしたいと思います。

まず、今度のこの最初の説明資料にもありましたこども家庭センターですね、これは児童福祉法の一部改正に伴って、このこども家庭センターというのを設置するようになるわけですけど、児童福祉法の改正の期日と、先週は大体6月頃という説明があったかと思うんですけど、改正された期日とこの児童福祉法の施行日はいつになっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 改正日は令和4年6月22日となっております、法の施行日は令和6年4月1日となっております。

○9番（立石幸徳） つまり、本年6月22日に児童福祉法という法律改正があって、本市の子育て支援のいろいろな体制というのが本格的にですね、検討され、その子育てする拠点をどうするかという論議が、実際には法改正がなされた後に本格的には始まったと、こういうふうに確認すればいいんですか。

○福祉課長（福永賢一） 今回のこども家庭センターについてはそうですが、それ以前に子ども家庭総合支援拠点という部分で、平成29年の法改正でその努力義務がなされたわけですが、そこに関しましては、福祉課、地域包括ケア推進課、健康課3課で毎月の定例会で協議を行っていますが、そこの中の議論として29年以降はずっとどこが設置可能かどうかということを含めて協議を重ねてきておりました。

今回、このこども家庭センターの法改正が出た段階で、そういった子ども家庭総合支援拠点の設置については、交流スペースとか、専門職の配置とか、そういった部分で、庁内及びその他の部分で設置が難しいという部分がありまして、その中の議論の中で、やはり専門職も結集して、高齢者も含めてそういった保健師等の専門職を一堂に集める形での拠点づくりができないかという模索も続けてまいったところですよ。

今回、このこども家庭センターの法改正によりまして、それが現実的に令和6年4月1日以降には実現化できないかということで、今回、新しく補正で取得を上げさせていただいた部分の施設が出てきましたので、そこで、可能ではないかということで、拠点づくりができるじゃないかということで、今回補正をお願いしたところですよ。

○9番（立石幸徳） ですから、私も児童福祉法の6月20日に改正された部分の新旧の比較表を手元に持ち合わせているんですけどね。

今、福祉課長の説明があったとおり、現在のというか旧児童福祉法にはなかった新たなこども家庭センターを設置するものとする条項が加わっているわけですね。このこども家庭センターというのがどういう役割を果たすか、これは極めて大事だと思うんです。

まず、私はこの枕崎市議会でも、ここ数年ですね、子供に対する大変悲惨な虐待の問題、あるいは多くの議員の皆さんが一般質問でも出されたヤングケアラーの問題、あるいは8050のひきこもりの問題、こういった問題をこのこども家庭センターでは専門家も含めてですよ、きちっと対応すると。私は非常に大切な役割をこども家庭センターになっていくと思うんです。

あわせて、今度購入予定の病院跡は、いわゆる病室がたくさん、幾つあったか知りませんが、今でも病室がたくさんあるわけですね。その病室をこれも一般質問でありました災害避難所の福祉避難所として活用するには、ちょっとした手を加えるだけで、もうベッドは置かれているわけ

ですから、非常に福祉避難所としても活用しやすいそういったことを踏まえてですね、このこども家庭センター、先週出された資料でも、今、迅速に取り組んだとしても6年4月1日じゃなくて、7年の、1年後の4月から新しい保健センターが開業ということになるわけですね。

そういうことを見通すと、当局の対応というのは、私は非常にスピーディーで迅速な対応になっていると思いますよ。

それは議会への説明っていうのは、いろんな意味で丁寧な説明がもう少し欲しかったという危惧があるんですけどね。

この取組自体は非常にスピーディーに対応していると思うんですが、そこでこのこども家庭センターの組織体制、これはどういったことになるんですか。

○福祉課長（福永賢一） センター長を中心に統括の支援員がおりまして、子ども家庭相談支援員や、保健師、虐待対応の専門員とか心理担当の専門員とかというのも設置のイメージの中にはあるんですが、本市の子ども家庭総合支援拠点の人口規模でいうと、そういった心理担当は今のところ子ども家庭総合支援拠点では置かなくてもよいとなっておりますので、現在の相談員を含めて、保健師等や事務職員等、そういった福祉課と健康課の専門職等を含めて、当面对応できるのではないかなと考えているところです。

○9番（立石幸徳） そうしますと、センター長は福祉課長の兼務というようなことになるんですか。新たにセンター長ちゅう人を置くようになるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 方針としましては、来年度をかけて組織体制を検討する中で決められていくことになるかと思いますが、センター長は福祉課長を含めた課長職との兼務も含んで検討していく予定としているところです。

○9番（立石幸徳） 最後にしますけど、そうしますと、新たなこども家庭センターちゅうものが枕崎市にも設置される。そして、そこに新たな組織体制もできると。そういう中で、先ほども言った虐待の問題、ヤングケアラーの問題、ひきこもりの問題、こういったいろんな今、最近、子供をめぐるですね、様々な問題がこのこども家庭センターで解決していくようになると、こういうふうに確認しとってよろしいんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 現在、虐待等に関しましては、福祉課の要保護児童対策協議会、地域協議会の事務局担当が調整担当としていろいろ動いておりますが、そこにはなかなか専門職である保健師、特に児童虐待の場合は乳幼児の危険度が高くなりますので、そういった部分も含めて、専門職の保健師等の健診等で得た情報とか、そういった連携とかは特に大事な部分で、随時、連携を取っているところであります。

また、各保育園とか学校とか、幼稚園も含めて、定期的に情報交換という形で調整担当が動きまわっているところなんですけれども、そこが、こども家庭センターになりますと、保健師等が結集しますので、より連携が密になって、全てを解決、対応ということまではちょっと今の段階では言えませんけれども、今よりもさらに、そういった虐待やヤングケアラーへの対応が充実されていくものと思っております。

○4番（沖園強） 児童福祉法の関係で平成29年に努力義務が制度改正によって出てきたということで、29年から協議を重ねてきたということですね。

本年度の当初予算で、健康センターの大規模改修等の設計委託業務の予算がついたと。大規模改修等においては、大広間等を取り外しのできる仕切りで個室を造る予定だったと。

ということは、健康センターを前提にした中での協議がなされてこなかったんですか。（「関連9番」と言う者あり）いや答弁をいただきますよ。（「いやいや関連ですよ。健康センターの当初予算について」と言う者あり）どうぞ答弁をしてください。（「いやいや関連ですから」と言う者あり）

○9番（立石幸徳） 今、健康センターの大規模改修の当初予算ということでの発言がありました

たけど、今年度の当初予算の健康センターの改修の予算っていうのは、内容はどのようなものなんですか。

先週の説明では、トイレ、事務所、あるいは広間の間仕切りって言ったですか、そういう大規模改修っていう形の予算じゃないんじゃないですか。そこを明確にしてください、これ関連です。

○健康課長（西村祐一） 当初予算の段階で計上しておりました設計委託の内容といたしましては、現在、手狭になっております事務所の改修、それと避難所である大会議室に可動式のパーティションを設置することで、今現在数が不足する相談室等に活用するために改修を行いまして、災害時には個室の避難場所として利用するために行う改修、それと避難所として機能性の向上を図るために、トイレをバリアフリー化する改修、この3点が主な改修ということになっております。

○4番（沖園強） いろんな計画を平成29年から協議を重ねてきたということで、当然、今年の施政方針もさることながら、令和3年の総合振興計画に基づいた、本年3月に改定された枕崎市公共施設等総合管理計画ですよね。そういった児童福祉法の改正を、当然踏まえた中でのこういった計画の改定だと思うんですよ。その辺はどうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 老人福祉センター、健康センターにつきましては、個別施設計画の中で令和6年に大規模改修ということになっておりましたので、それに対して、今事務所スペースがどうしても足らなくて、現在は育休中の職員が2人いる関係で足りている状態なんですけど、そちらが復職した場合には、どうしても机を置くスペースがないということでそういった改修です。それと、今現在圧倒的に不足する相談室ということで、それを大会議室を可動式のパーティションを設置することで柔軟に対応していきたいということで今回の改修は計上しておりました。

○4番（沖園強） ですから、この児童福祉法の改正に伴ういろんな計画を踏まえた中での公共施設等総合管理計画であると思うんですよね。ですから、大規模改修等の予算を施政方針で市長が公約して、議会はそれを承認可決したということじゃないですか。そこを後づけで無理やりこじつけるから、今のようなプロセスが疑われるわけですよ。

○副市長（本田親行） 福祉課長からも説明がございましたけれども、法改正がなされる以前から、先日の委員会の中でも御説明してまいりましたけれども、こども家庭センターの設置の必要性ということで、こども家庭センターの機能を持つような施設という面で今回予算をお願いしてある病院の取得についても検討を行ってまいりましたが、他医療機関との交渉で難しいということでございました。

今回、健康課からも説明しておりますとおり、健康センターの大規模改修については、事務所の改修、それから大会議室のパーティション設置、それからトイレのバリアフリー等でございます。

そもそも健康センターにこども家庭センターの設置を検討した場合に、600平米以上ある施設については、構造体そのものの設置に変更を認めるような大規模改修そのものができませんので、そういったような根本的な問題解決にはなっていないところがございます。

当然、公共施設というのは縮小を図りながら、財政の効率化を図っていくということが大前提であります。

こども家庭センターを設置するとなると、健康センターの別な場所に新たに設置するか、それとも老人福祉センターとの機能を併せた施設を設置するか、そういった新設しか考えられませんので、今の病院施設跡の購入を検討する中で、法改正もなされて、こども家庭センターを設置するのであれば、今予算をお願いしてある病院跡の施設を購入したほうが、本市の財政面でも非常に有利ではないかということで、今回の補正をお願いしたというのが現状でございます。

○4番（沖園強） 非常に見解の相違があるんですよね。

先般の審査では、当然、今の福祉センター、健康センターの場所にこども家庭センターを設け

ても、そういった取組をしても、補助事業の対象になるということでしたよね。

当然、この間の審査の中で明らかになったのは、こういった複合施設といいますか、福祉関係の施設というのは我々先進地等を政務調査等で視察した場合に、平屋がほとんどなんですよ、バリアフリー。

そして、今回、取得しようとしている当該地につきましては二階建て、ましてや駐車場が狭隘であるということで、職員駐車場も周辺の民有地を検討するんだということだったですよ。

そしてまた、その二階建ての延床面積は健康センターよりも狭い、敷地全体も半分以下であると、そういった状況でございますよね。

当然、総合振興計画、そしてまた公共施設等の総合管理計画、その計画そのものをほごにした形の状況であると。

今年の4年3月改定ですよ、この計画。改定するまでもいろんなプロセスがあったでしょう。そしてまた、この児童福祉法の改正のことについても協議をしてきたはず、それは否めない事実ですがね。我々に幾ら後づけの説明をしても理解に苦しむ。

そこで委員長にお諮りしますが、今回、修正案を皆さん方の御手元に配付してございます。

お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（福永賢一） 先週の委員会で私が答弁しましたこの補助金の関係について、健康センターの場所でも可能なのかということに対しましては、母子保健児童福祉一体的相談支援機関整備事業について、場所によってそれが採択されないということではないという一般的な意味で申し上げましたので、また、具体的な部分でのできる、できないについては私は把握しておりませんでしたので、軽率な答弁だったと思います。

おわび申し上げます。

○副市長（本田親行） 4番委員からございましたとおりに、こういう施設につきましては平屋が好ましいと考えております。建設するとしたら、平屋を設計していると考えております。

しかしながら、当病院等施設については病院の跡地であって、取得の検討の中で、2階も透析患者の透析室がございますので、その方々も利用していたということで、2階でも可能ではないかということに結論が至りました。

それから、事務所スペースにつきましても健康センターは大広間が広いスペースを占めておりますので、相談室とか事務所スペースとなると、大きく広がるということも検討いたしました。

2階であるとか、スペースの広さといったことについてはそういうことです。

駐車スペースについても、手狭であると考えておりますけれども、現状の駐車スペースと変わらない、そういったことでございます。

○9番（立石幸徳） いろんな本市の振興計画をはじめ各種計画を立案していく中でですね、当然、いろんな状況変化っていうのは起きますよね。

例えば、今度のこども家庭センター、これはどこから出てきているかということ、国のこども家庭庁設置、つまり来年はこども家庭庁は国家予算を倍にする。

出産手当も50万円に増やすとか、いろんな政策っていうのは、当然、その状況に応じて新しいものが打ち出されてくるわけですよ。

今本市がこうしてやろうとしている極めて大事なこども家庭センターもですね、つい昨年、国がこども家庭庁なるものを設置し、そして、来年度予算に向けていろんな論議もありますけどね。

ですから、本市の振興計画が一番新しいのは3年度からじゃないですか、第6次でしたかね。その計画策定のときなんかはこども家庭センターなんかというのは、国策も何も出ていないわけですから、それはその状況変化に迅速にスピーディーに対応するというのは当然だと思います。

ただ、先ほども言ったように、議会サイドに丁寧な説明ですね、こういったものはやっぱりあるべきだと思いますけど、迅速な対応をしても、実際上は本市は1年遅れる格好になるんでしょ

う。そういったことよりも、私はやっぱりいろんな対応っていうのは、そのときそのとき、場当たりではよくないけれども、国策が動けば、当然、各地方の政策ちゅうのも動かざるを得ないですよ。

○4番（沖園強） 先ほど申しましたが、平成29年に児童福祉法改正の努力義務が課されてきたと。29年からずっと今まで協議を重ねてきたという答弁ですよ、重ねてきたと。その間、令和3年度に第6次総合振興計画が策定された。そして、その総合振興計画に基づいた諸施設等の計画等も本年3月に改定されていると。協議を重ねている中でも、そういった計画も改定されてきたと。

それは当然、児童福祉法の改正に基づいていろんな協議もそれに合わせて協議されてきたと、こう受け止めるのが実際の我々が受け止める点では、素直な受け止め方じゃなかろうかなと思っております。

そこで先ほど申し上げましたが、今回の修正案についてお取り計らいのほど、委員長、お願い申し上げます。

○委員長（東君子） 議案第66号に対し、沖園委員、禰占委員、眞茅委員及び上迫委員の4名から修正案が提出されました。

修正案は、あらかじめ配付してあります。

修正案提出者に説明を求めます。

○4番（沖園強） 日程第7号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）の修正案について申し上げます。

本件については、本年3月議会において、老人福祉センターの健診機能と避難所としての機能性の向上を図るため、令和6年度に大規模改修を予定しており、その設計業務委託を行うとの施政方針が示されていたところでございます。

また、本年度の当初予算においても、大規模改修工事設計業務委託費が計上され、議会は賛成多数で予算案を承認可決したところであります。

しかしながら、今回の補正予算第7号は、施政方針で示されていない民間の医療施設跡地を保健センターとして活用するための土地建物取得の予算を計上して、施政方針で示された大規模改修工事設計業務委託費を皆減する予算でありました。

全議員による予算委員会の審査で明らかのように、本年度の施政方針はもとより、第6次枕崎市総合振興計画を上位計画とした枕崎市公共施設等総合管理計画や枕崎市建築物耐震改修促進計画をほごにした議案提出までのプロセスが不明瞭であったところです。

議会としては、住民福祉の向上を願う最少の経費で最大の効果を上げる地方自治法の花の精神にもとる予算案を看過することは許されないものであります。

老人福祉センター改修事業における大規模改修工事設計業務委託を復元し、保健センター設置事業の全額を削減する修正を提案するところであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○委員長（東君子） この本修正案に対し、質疑はありますか。

○9番（立石幸徳） 私は特に今4番委員から出されて説明された4年度当初予算の審査の中で、この老人福祉センターの改修については、きちっと発言をさせていただいております。

それは将来的なことを考えたら、改修というんじゃなくて、新たないろんな取組が将来的にはいいのではないかとということをおっしゃっておりますのでね。

特に、全会一致で承認されたという部分についてはですね、配慮をしていただきたいと思うんで質疑しますけど。

まず、修正箇所は何か所になっているんですかね、修正案は。

○4番（沖園強） まず、お答えしておきますが、私先ほどは全会一致とは申しておりませんの

で、当初予算の賛成多数と申し上げておりますので、そのつもりでお願い申し上げます。（「その部分については全会じゃないの」と言う者あり）それと、修正箇所につきましては、皆さん御手元にお配りの修正案についての予算書に抹消線で全て引いてございますので、御確認いただければお分かりかと思えます。

○9番（立石幸徳） 修正箇所も確認されていないわけですよ、数は。

それじゃあ一つずつお尋ねしますが、1ページの、まず基金繰入金は全部削除ということになりますが、この繰越金の修正は、どういった事情によるんですか。

○4番（沖園強） 当然、繰入金等を削除しておりますので、繰越金等にも影響があったということでございます。

○9番（立石幸徳） この金額ですよ、繰越金の修正の。

○4番（沖園強） 全ての修正箇所につきましては、2か所ほど今度戻した部分と削除した部分がございますので、全ての箇所はその影響によるものでございます。

○9番（立石幸徳） 前の発言ですからちょっと後ろは聞き取れないんですけど、最後のところは何て言いましたかね。

○4番（沖園強） 今回の修正案を提出したことによって、影響があったところは全て修正がなかったということでございます。

○9番（立石幸徳） 私は金額を聞いているんですよ。

この1ページの繰越金、補正額2,574万8,000円、これが2,583万4,000円になっている。

これはなぜこういうふうになるんですか。

○4番（沖園強） ですから、復元した部分と削除した部分の影響額は全てに影響していますので、その部分を修正したということでございます。

○9番（立石幸徳） 金額的には幾らの修正になるんですか、繰越金。

○4番（沖園強） ここに計算機を持ち合わせておりません。

○9番（立石幸徳） 修正案を出すのにちょっと無責任じゃないんですかね。

それじゃ3ページですか、3ページの繰越金の修正6億2,141万6,000円が6億2,150万2,000円になったこの金額の差はどういうことでしょうか。

○4番（沖園強） 詳細にわたっては、当局と調整する中での修正になっておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○9番（立石幸徳） 分からんから聞いているんですよ。当局っていうとどこの当局ですか、すり合わせをしたのは。

○4番（沖園強） 議会事務局を通じて調整をいたしております。

○9番（立石幸徳） それはおかしいですよ。事務局はもちろん協力されるでしょうけど、それは最終的に提案者は、各修正箇所についてはきちっと説明していただけるようなことでないと、修正案として我々は受け付けるわけにいきませんがね。事務局が出したようなものに聞こえますよ。

○4番（沖園強） 過去の修正についても全てそのように取り扱っているかと思えます。

○9番（立石幸徳） それは提案者として無責任じゃないですか。

○4番（沖園強） 責任がありますので、詳細にわたってそういった間違いが生じるとよくないと思えますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思えます。

○9番（立石幸徳） 例えば5ページ、老人福祉センター工事請負費ですね、単独事業7万4,000円の減、これをまた消していますが、これはどういった事情ですか。

○4番（沖園強） その辺の部分については、御自身で研究してください。

○9番（立石幸徳） ちょっと失礼な物言いじゃないですか。私は分からないから聞いているんですよ。修正案を私が出しているわけじゃないですから、修正案を出された方が説明をしてくだ

さいよ。

○4番(沖園強) 非常に生産性のないやり取りをやっておりますので申し上げますが、補正予算7号の説明資料で見ただけであれば分かるかと思いますが、老人福祉センターの改修事業の大規模改修工事設計業務委託の皆減は、218万6,000円、一般財が8万6,000円の減ということでございます。

そして、保健センター設置事業は7,000万の増ということでございまして、その部分を修正した結果、今御手元に修正案としてお配りしている修正となっております。

○9番(立石幸徳) 説明になってないですよ。私が聞いていることの答弁じゃ全然ない。

5ページのこの老人福祉センター工事請負費のこの修正ですよ。

○4番(沖園強) 例えば、7号補正の17ページ、老人福祉センター費の設計等委託料調査設計費が211万2,000円減になりまして、工事請負費が7万4,000円単独事業が減になったというような部分もございまして、そういったもろもろのものを修正した結果、今御提案している部分でございまして。

御理解いただきたいと思います。

○9番(立石幸徳) 委託料は211万2,000円ですよ。この工事請負費はなぜ修正になってくるんですか。

○4番(沖園強) 工事請負費……(「提案者が修正しているわけでしょう。事務局が修正したというような答弁じゃ困りますよ。提案された方が説明してくださいよ」と言う者あり)

ですから、調査設計委託料は211万2,000円減額されて、工事請負費が7万4,000円減額された。その点につきましては、工事請負費を……分かりません。

○9番(立石幸徳) 分からないものを修正されたら、それは議会審査にはなりませんかね。分からないっていう答弁は他の提案者はどうなんですか。

○4番(沖園強) 先ほど申しましたように、当局または議会の皆さんに迷惑をかけるわけにございせんので、業務委託費を皆減したことによって、減額が218万6,000円、そして保健センター設置事業、繰り返しになりますが、取得費として7,000万の予算を削除したということによる影響はあらゆるところに出てきますので、事務局と調整しながら今の提案をしている修正案になったところでございまして。

○9番(立石幸徳) 委員長、ちょっと休憩をしていただいて、今、提案者ではこの工事請負費をなぜ修正かということの説明にはなっていないみたいですので、その工事請負費を修正する明確な答弁を休憩をしてちょっと答弁をいただきたいと思いますね。

そうしないと、分からないという発言もさっきありましたけど……。

○委員長(東君子) 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長(東君子) 再開いたします。

○4番(沖園強) 大変時間を要しまして申し訳ございません。

7号の説明資料の7番の老人福祉センター改修事業218万6,000円、その中に17ページの委託料、工事請負費が細分化されて、工事請負費が7万4,000円減額になっておりますが、これ一体的な事業費として我々には示されてございまして、その詳細な細部につきましては存じ上げておりません。

ただ、一体として当初予算等も審査がなされ、その中で賛成多数で可決されたということでございます。それで一体となった、皆減された予算218万6,000円を復元したと。そして、8番の保健センター設置事業7,000万を削除したというのが修正案となっております。

御理解いただきたいと思います。

○9番（立石幸徳） その一体となった事業、工事の中身は何なんですか。

修正するには、その工事と一緒に一体となって削れという、その提案者は当然そこまできちっと確認した上で修正されていると思うんですけども、一体となった工事請負ちゅうのはどういう中身なんですか。

○4番（沖園強） 先ほど説明しましたように、一体となった予算を皆減しておりましたので、それを復元したということでございます。

○9番（立石幸徳） それは説明になりませんよ。

だって、設計と工事というのは全く事業そのものは違うわけですから、工事請負費もこうして修正するちゅうことであれば、どの部分がどういうものがこうして修正になるのかちゅうのは、当然説明をしていただかないといけない事柄じゃないですか。

ただ一体となったものだよ、一体となったものだよって言われても、その工事は何なのかということですよ。

○4番（沖園強） 当初予算の段階で一体となった予算計上でございまして、今回皆減した内容が当初予算の中に含まれておりましたので、工事請負費も含まれておりましたので、復元するということは、当初の予定どおり調査設計業務委託を行ってくださいという意図が含まれておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○9番（立石幸徳） 予算とはですね、1円たりともしっかりとした審査をしなきゃならないのが議会審査だと私は思いますよ。

ちゃんとかうして費目も違うものを修正されているわけですから、委員長、ちゃんとしたこれは工事請負についてはこういうものですよという説明ができるように委員会運営を取り図ってくださいよ。ただ一体となったものだ、一体と言ったって、我々は全然いまだに理解できていませんよ。

○委員長（東君子） 納得のいく説明をよろしく願いいたします。

○4番（沖園強） この皆減の部分につきましては、当初予算等でも審査はなされておまして、委員の皆さんも賛成多数で承認され、可決されております。

これ以上のことは自分たちには知る由もございませんので、当局のほうで説明ができれば説明していただきたいと思います。

○9番（立石幸徳） 当局説明も私はあつてしかるべきと思いますけどね、ただ提案者としてはっきり言って私はちょっと無責任じゃないのかと感じて仕方がないんですよ。

それは一体となったつたって、設計と工事というのはまたこれ関連があるのかどうか分かりませんが、工事とは全く別物ですよ。211万2,000円で設計をして、工事請負は単独事業ですよ。

○4番（沖園強） 推察にしかすぎないかもしれませんが、設計等の委託料を皆減したということは、その中に含まれておって、単独事業は関連しているものかなという推測で物を申しておりますが、我々審査の過程では、その部分までは及んでおりませんので御理解いただきたいと思います。

○6番（城森史明） 膠着状態が続いているんですけども、これは両提案者の答えに対して我々がどう評価するかということなんで、返答も含めて各委員が評価することですから、これ以上もう膠着状態にならないように、さらに進めてください。

○委員長（東君子） この部分で執行部から説明できることがありますか。

○健康課長（西村祐一） 老人福祉センター費の工事請負費の7万4,000円減につきましては、これは今年度、ソーラーシステム及び外付け階段撤去を行っておりまして、それを事業が執行した後の執行残ということになっております。

○9番（立石幸徳） 当局が答えたことについて、また質疑を重ねていいんですか。——執行残

ということになると、それを修正案でまた減額したものを修正をするということは元に戻すであろうことになるんですか。

○委員長（東君子） 執行部は答えられますか。

○9番（立石幸徳） 執行部というより、議事進行上、休憩をしてもらわんと、今修正案についての質疑ですからね。

○委員長（東君子） 1時間が経過しましたので、ここで10分間休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

○9番（立石幸徳） 休憩前からの5ページの老人福祉センター費、結局この単独事業っていうのは、調査設計委託料には関係ないわけですよ、はっきり言って。関係のないものまで修正をされていると。これは提案者に確認していいですか。

○4番（沖園強） 結果的にはそういう形になっております。

執行残という先ほど当局の答弁がございましたが、最終的に説明資料等で一本化した内容でございましたので、復元したということになっております。

執行残ということは、決算の時点で不用額になるのか、あるいはまたその節の範囲内で流用等に使われるのか、それは後々のことは分かりませんが、そういった取扱いになっているかと思えます。これを復元したからどうこうという問題はないかと思っております。

○9番（立石幸徳） 要するに、その設計委託料とは全然関係のないものまで修正をされるのであれば、それは予算の計上の仕方の問題かもしれませんが、当然提案者のほうで提案をされる前ちゅうか、提案理由の説明の中で、きちっと説明していただかないとですね、保健センターあるいは老人福祉センターの設計に関わる部分ということがその執行残の中でもその設計委託の執行には全然関係ないまま全く別工事の執行残ですよ。

そういうことは、きちっと明確にしとっていただかないと、我々もこの修正案をどう判断するかちゅうことでおかしくなりますのでね、これは一応、指摘しておきたいと思えます。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これから採決いたします。

まず、議案第66号に対する修正案について、挙手による採決をいたします。

議案第66号に対する修正案は、可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（東君子） 挙手多数であります。

よって、議案第66号に対する修正案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものとするに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（東君子） 異議もありませんので、修正部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、この後の本会議において報告することになりますので、御承知をお願いします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（東君子） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会